

2020年度版 春の奨学金案内

ASSIST

アシスト 学部生用

奨学金の詳細はWEBで検索

明治大学 奨学金

検索

春の定期募集申請期間・日時

駿河台キャンパス

学年	学部	申込奨学金	日程	受付時間	受付場所
新3・4年生	法・商・政治経済 文・経営・情コミ	・日本学生支援機構(給付・貸与) ・高等教育の修学支援制度(授業料等減免)	4月6日(月)～ 4月7日(火)	9:30～11:00 12:30～15:30	リバティタワー 6階 1065教室
		・明治大学給費	4月14日(火)～ 4月17日(金)	9:30～11:00 12:30～15:30	アカデミーコモン 2階A1会議室

和泉キャンパス

新1年生	★日本学生支援機構予約奨学生採用手続(書類提出) ★奨学金総合案内ガイダンス ★民間団体奨学金希望者ガイダンス		日程, 時間, 場所は 「新入生指導週間行事日程案内」または 折込チラシを参照してください		
	法・商・政治経済 文・経営・情コミ	・明治大学給費	5月11日(月)～ 5月14日(木)	9:30～11:00 12:30～15:30	第一校舎 和泉学生支援事務室 奨学金係⑩番窓口
新2年生	法・商・政治経済 文・経営・情コミ	・日本学生支援機構(給付・貸与) ・高等教育の修学支援制度(授業料等減免)	4月13日(月)～ 4月16日(木)	9:30～11:00 12:30～15:00	
		・明治大学給費	3月30日(月)～ 4月1日(水)		4月13日(月)～ 4月16日(木)

生田キャンパス

新1年生	★日本学生支援機構予約 奨学生, 書類提出期限	学生証受領後～4月6日(月)		8:30～11:00 12:30～16:30	中央校舎1階 生田学生支援事務室 奨学金係
	理工 農	・日本学生支援機構(給付・貸与) ・高等教育の修学支援制度(授業料等減免)	4月15日(水)～ 4月17日(金)		
新2～4年生	理工 農	・明治大学給費	5月7日(木)～ 5月8日(金)	4月8日(水)～ 4月10日(金)	4月30日(木)～ 5月1日(金)
		・日本学生支援機構(給付・貸与) ・高等教育の修学支援制度(授業料等減免)	4月8日(水)～ 4月10日(金)		

中野キャンパス

新1年生	★日本学生支援機構予約 奨学生, 書類提出期限	学生証受領後～4月8日(水)		9:00～11:00 12:30～16:30	3階事務室 (奨学金係)
	国際日本 総合数理	・明治大学給費 ・日本学生支援機構(給付・貸与) ・高等教育の修学支援制度(授業料等減免)	4月21日(火)～ 4月23日(木)		
新2～4年生	国際日本 総合数理	・明治大学給費 ・日本学生支援機構(給付・貸与) ・高等教育の修学支援制度(授業料等減免)	4月14日(火)～ 4月16日(木)		

こちらの冊子は春の定期募集に特化した案内となっています。

△ 本誌では日本学生支援機構奨学金の申請準備はできません。別冊「奨学金を希望する皆さんへ」をご確認ください。

明治大学

個人情報の取扱いについて

明治大学は、「学校法人明治大学個人情報保護方針」及び本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき、日本学生支援機構奨学金・高等教育の修学支援制度・学内奨学金の申請者及び保護者等関係者の個人情報（学籍異動・成績情報を含む）を下記の業務，利用目的以外には使用しません。また，個人情報提供先については，法令に遵守した形で行い，これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束いたします。

1. 業務内容

奨学金業務全般

日本学生支援機構奨学金・高等教育の修学支援制度・学内奨学金の申請，審査，推薦，採用，給付，貸与，奨学生資格継続審査，貸与奨学金返還等，奨学金に付随する全ての業務

2. 利用目的

- (1) 日本学生支援機構奨学金・高等教育の修学支援制度・学内奨学金の申請に伴う審査，推薦，採用，給付，貸与，奨学生資格継続審査，貸与奨学金返還等の業務に際しての判断，決定のため
- (2) 日本学生支援機構の奨学事業全般を適切に遂行するため
- (3) 日本学生支援機構の事業執行に関する事項（現在又は過去において，本学が推薦した奨学生への対応等）

3. 個人情報提供先

- (1) 日本学生支援機構
- (2) その他，奨学金業務全般を適切，かつ，円滑に遂行するために，本学と契約を締結する第三者

以 上

上記利用目的を確認・同意いただいた上で，各奨学金の申し込みを行ってください。

なお，ここに示された利用目的以外については，「本学における保有個人データの利用目的について」（本学HPに記載）の規定に準ずるものとします。

https://www.meiji.ac.jp/bunsho/personal_inf/kojin_3.html

目次

個人情報の取扱いについて	2
奨学金とは？	4
明治大学で申請できる奨学金制度一覧	6
奨学金併用一覧	8

定期募集奨学金 各奨学金の概要とFAQ

1. 明治大学給費奨学金（未来サポーター給費奨学生）	10
2. 明治鋼業奨学金	11
3. 高等教育の修学支援制度（給付奨学金・授業料等減免）	12
4. 日本学生支援機構奨学金 在学採用	14
5. よくある質問と回答	18

定期募集奨学金 提出書類について

1. 日本学生支援機構奨学金申請（給付奨学金・貸与奨学金）について	22
2. 明治大学が実施する奨学金の申請に必要な書類リスト	23
3. 明治大学が実施する奨学金の申請時に必ず提出する書類	24

定期募集奨学金 申請書と書き方について

1. 収入状況報告書について～準備・記入・証明書類～	32
2. 明治大学給費奨学金，明治鋼業奨学金申請書 記入上の注意	34
3. 所得関係書類提出チェック表	36
4. 綴込書類	
収入状況報告書	
明治大学給費奨学金，明治鋼業奨学金申請書	
給与支払・見込証明書	

懲戒処分を受けた場合の奨学金の取扱いについて	43
奨学金事務取扱窓口・掲示板案内	裏表紙



奨学金とは？

奨学金は、学修意欲のある学生に対して、教育のための資金を給費または貸費する制度です。

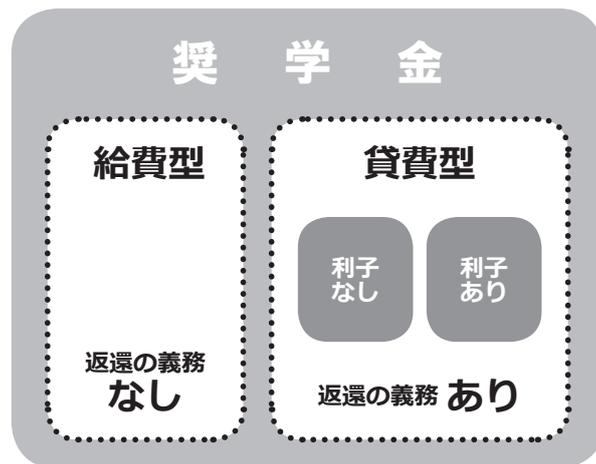
「給費型」の奨学金は返還の義務がありません。

これに対して「貸費型」の奨学金は卒業後の一定期間内に返還をしなければなりません。

また「貸費型」には借りた合計金額をそのまま返還する「無利子」のものと、借りた金額に利息分を上乗せして返還する「有利子」のものがあります。

いずれの奨学金も、学生が勉強に専念できる環境を整え、将来にわたって活躍できる人材を育成することを目的としています。

なお、本誌では留学支援を主目的とした奨学金は記載しておりません。留学に関する奨学金は国際教育事務室にご確認ください。



奨学金を申請する前に

ステップ 1

理解する&選ぶ



家族ときちんと話し、家計状況を把握し、必要な金額を知ろう

申請するにあたり、なぜ奨学金が必要なのか、月々あるいは年間どれくらいの金額が必要なのか、十分に考えることが必要です。

申請には父の収入・母の収入の両方の書類が必要です（ひとり親世帯を除く）。家庭の事情で話しにくいことがあるかもしれませんが、申請前に話し合っ確認することが大切です。不要な奨学金を申し込むことは避けてください。採用決定後の辞退は認められません。本誌を熟読して、あなたに必要な奨学金を選びましょう。

貸費型を利用する場合、
「将来責任をもって返還する」自覚をしっかりと

卒業後に返還の義務があります。必要以上に借りすぎないことも大切です。

本人が返還を怠った場合は、連帯保証人、保証人に返還請求がなされ、滞納者には支払督促の申し立てから強制執行に至るまでの法的手続きがとられる場合や個人信用情報機関へ個人情報が登録され、クレジットカードが使えない、ローンが組めなくなるなどの場合があります。

卒業後の返還金額をしっかりと把握した上で利用しましょう。

本誌に掲載のない
奨学金はwebで検索!!



詳細はWEBで検索

明治大学 奨学金

検索



ステップ 2

書類を用意する

春の奨学金案内「ASSIST」を熟読して、書類を用意しよう

P22～に該当する書類をすべて準備してください。わからないところがあったら各キャンパスの奨学金係に確認しましょう。
日本学生支援機構奨学金申請者は、別冊「奨学金を希望する皆さんへ」を参照してください。

奨学金の申請は「親に頼らず」、準備は学生本人が行おう

申請書類の記入にあたっては「親権者欄」「保証人署名欄(保証人の自署)」以外は学生本人が直筆で作成および押印するものです。

必ず学生本人が記入し、証明書類も親や保証人に頼りすぎず、よく理解した上で準備しましょう。申請時には提出書類の内容や記載事項についての質問、確認をしたうえで受け付けます。記載事項が、家庭状況に合うように準備しましょう。

準備は即とりかかろう

公的な証明書の発行や、書類のやり取りには時間がかかります。早めに取りかかりましょう。

書類に不備があると何度もやり直さなくてはなりません。

提出前にもう一度申請書をチェック！書きもらしているところはないですか？
受付で不備がないかを奨学金係がチェックします。

ステップ 3

申し込む

必ず学生本人が提出しよう

奨学金を申請する際、保証人や友人等の代理申請および郵送での申請はできません。
また、必ず学生証と印鑑を持参してください。

申請期間外・時間外の申請やキャンパス違いの書類は受け付けません

所定の手続を期限内に行わない場合や、書類の不備が解消しない場合は選考から外れます

書類が不備になった方には再度提出期限を設けます。速やかに書類を手配しましょう。
不備書類についての奨学金係からの連絡は原則、電話で行います。

申請資格を満たしていても、必ず採用されるとは限りません

あらかじめご了承ください。



書類不備以外の連絡は、すべて掲示により行います。

Oh-o!Meiji ポータルでもお知らせをしますが、補助的に使用するものです。
必ず掲示板で確認してください。電話でのお問い合わせにも一切応じません。

明治大学で申請できる奨学金制度一覧

		種類	掲載	募集時期	名称	採用者数	概要
定期募集	明治大学	給費	本誌	定期募集	給費奨学金	1,440名以内	経済的理由により修学困難な学部生に給付 家族住所や学部により金額が異なる
					明治鋼業奨学金	3名程度	給費奨学金に採用された者の中で採用を決定
	奨学支援制度	給費	別誌	定期募集	給付奨学金(※3)		高等教育の修学支援制度については、本文 p12を参照
				定期募集	授業料等減免(※3)		
	日本学生支援機構	貸費	別誌	定期募集	第一種奨学金(無利子)		国の奨学機関である日本学生支援機構の奨学金 日本学生支援機構の推薦基準に基づき大学が推薦し、 日本学生支援機構が採否を決定する
				第二種奨学金(有利子)			
定期募集以外	明治大学	給費	WEB	10月	創立者記念経済支援奨学金		経済的に困窮している学部生で両親ともにおらず自活している者や身体に障がいのある者に給付。
				年4回程度	創立者記念課外活動奨励金		本学学部生、学部生により構成されている学生団体が行う課外活動を褒賞、支援する。3種類の奨励金がある。
				7月	スポーツ奨励奨学金	約180名	経済的支援を必要とし、かつ監督・部長の推薦がもらえる者で体育会運動部に所属する学生を対象に募集
				入学試験出願前	おゝ明治奨学金		「おゝ明治奨学金」は入学試験出願前に採用候補者を決定済み。
				公募なし	特別給費奨学金	学部別	特定の入学試験形態により、法学部、文学部、理工学部、情報コミュニケーション学部に合格した者から採用
					学業奨励給費奨学金	学部別	各学部での学業成績優秀者に給付
				10月	校友会奨学金「前へ！」	寄付金額による	本学卒業生で構成されている明治大学校友会からの寄付を原資として経済的理由により修学困難な学部1～3年生の学生に地域性および経済状況を重視し、給付
				10月	連合父母会一般給付奨学金	約100名	連合父母会の資金を原資として経済的理由により修学困難な学生に給付
				随時	明大サポート奨学金(※4)【家計困窮】		(家計支持者の失職や大幅な減給などによる)家計急変、継続的に困窮し学費の支払いが困難な者に給付 ただし貸費型奨学金利用者(申請中含む)のみ出願可
					連合父母会緊急給費奨学金(※4)【家計困窮】		
					災害時特別給費奨学金		
					連合父母会特別給付奨学金【家計支持者の死亡】		
				随時	特別貸費奨学金(※4)【家計困窮】		(家計支持者の失職や大幅な減給、死亡などによる)家計急変、災害等の被災により修学が困難な者に貸与
				随時	緊急/応急採用【家計急変】		家計急変時に貸与
					第一種奨学金【海外協定派遣対象】		留学時に貸与
					第二種奨学金【短期留学】		
				随時	JASSO支援金【自然災害時】		自然災害の事後に募集(学生本人の住居が被災していること)
				その他	給/貸		主に4・5月

※1 文系学部：法・商・政治経済・文・経営・情報コミュニケーション・国際日本学部 ※2 理系学部：理工・農・総合数理学部
 ※3 給付奨学金は日本学生支援機構が実施し、授業料等減免は国の定める法律により、本学が実施しています。
 ※4 申請は在学中の一度に限ります。
 注：学力・所得要件等、変更になる場合があります。必ず募集要項等で詳細をご確認ください。

金額	学力要件	所得要件	期間
(1) 未来サポーター給費奨学生 授業料年額2分の1相当額 (2019年度以前入学者のみ 対象) (2) 文系学部(※1): 20万または30万円(年額) 理系学部(※2): 30万または40万円(年額)	1年生: 特になし 2年生以上: GPA2.50以上かつ 定められた単位数を修得している こと	給与世帯……841万円(源泉徴収票の支払金額) 給与外世帯……355万円(収入-必要経費・確定申告の 所得金額)	単年度
約3万円(年額)	給費奨学金と同様	—	
高等教育の修学支援制度については、本文 p12を参照			最大 48ヶ月
2万~6.4万円/月から、入学年 や通学形態等の条件により選択 可(p14参照) ただし、日本学年支援機構給付奨学 金を支給する場合は、支給額部分の 貸与制限あり。	1年生: 調査書評定平均3.5以上 2年生以上: GPA2.50以上かつ 定められた単位数を修得している こと	日本学生支援機構の定める家計基準内であること ※家庭の状況によって控除あり 詳細は日本学生支援機構ホームページを参照	最大 48ヶ月
2万~12万円/月から1万円単位 で選択	定められた単位数を修得している こと		最大 48ヶ月
24万円・36万円(年額)	定められた単位数を修得している こと	家計支持者が給与収入の場合841万円、給与外所得の 場合355万円	単年度
原則3~50万円(年額) 奨励金 の種類により異なる	特になし	—	単年度
授業料年額相当額 または授業料年額2分の1相当額	定められた単位数を修得している こと	—	単年度
授業料年額2分の1相当額	入学試験出願前に申請のため省略		原則4年間
授業料年額相当額 (春学期分・秋学期分授業料に振替)	入学試験成績優秀者 (次ページ(注1)参照)	—	原則4年間
授業料年額相当額, または授業料年額2分の1相当 額, 授業料年額4分の1相当額	学業成績優秀者	—	
20万円(年額)	GPA2.20以上, かつ定められた 単位数を修得していること	2020年秋に公開する募集要項を参照	
25万円(年額)	GPA2.20以上, かつ定められた 単位数を修得していること	2020年秋に公開する募集要項を参照	
授業料年額4分の1相当額			単年度
文系学部: 20万または30万円 理系学部: 30万または40万円	定められた単位数を修得している こと	家計収入が無収入に近い状態であること	
授業料年額相当額 または授業料年額2分の1相当額		—	
文系学部: 40万円 理系学部: 70万円	特になし	—	
授業料年額相当額 または授業料年額2分の1相当額	定められた単位数を修得している こと	家計収入が無収入に近い状態であること	
上記<第一種・第二種>と同様	上記<第一種・第二種>と同様	詳細はご相談ください	単年度
上記<第一種>と同様	詳細はご相談ください	日本学生支援機構の定める家計基準内であること	留学期間中
上記<第二種>と同様	学業成績が平均水準以上と認め られる方	日本学生支援機構の定める家計基準内であること	
10万円(同一災害)	成績不振による原級 および休学者以外の者	—	単年度
団体により異なる	団体により異なる	団体により異なる	団体により 異なる

この他に各自で申請する、国や提携銀行による「教育ローン」があります。

詳細はWEBで検索

明治大学 奨学金

検索

定期募集奨学金

各奨学金の概要とFAQ

1. 明治大学給費奨学金（未来サポーター給費奨学生）… 10
2. 明治鋼業奨学金 …… 11
3. 高等教育の修学支援制度（給付奨学金・授業料等減免）
…… 12
4. 日本学生支援機構奨学金 在学採用 …… 14
5. よくある質問と回答 …… 18

各奨学金の
概要とFAQ



1. 明治大学給費奨学金（未来サポーター給費奨学生）

この奨学金は、経済的理由により修学困難な学部生を対象とした給費奨学金（返還不要）です。家族住所や学部により給費金額が異なります。

また、特に困窮度の高い学生は、「未来サポーター給費奨学生」として採用され、授業料年額1/2相当額を給付します。（※1）

	給費奨学金		未来サポーター給費奨学生	
給付額 (単年度のみ)	文系学部 ^{※2}	首都圏 ^{※3}	年額20万円	授業料年額1/2相当額
		首都圏外 ^{※3}	年額30万円	
	理系学部 ^{※2}	首都圏	年額30万円	
		首都圏外	年額40万円	
申請資格	学部生		学部生（給費奨学金へ申請した方）（※1）	
	申請資格のない方 ■ 2020年4月1日現在 原級生・在籍原級生・除籍者。2020年度休学者（休学予定者含む） 2020年度採用の明治大学スポーツ奨励奨学生・明治大学特別給費奨学生・おゝ明治奨学生 ■ 外国人留学生			
成績基準	1年生 : なし 2年生以上 : GPA 2.50以上および所定の学業成績基準単位以上の単位修得（新学年において、前年度までの学業成績） ※ 2020年度編入生は成績基準なし ※ 成績は大学で審査しますので、成績が判明していない場合でも希望者は申請すること ※ 学業成績基準単位は下記参照			
家計基準	給与世帯の上限収入…………… 841万円（源泉徴収票の支払金額） 給与世帯以外の上限収入… 355万円（収入－必要経費・確定申告の所得金額） ※ 原則、父母の合計年収が家計基準内であること ※ 上限収入から、きょうだいの就学状況等の家族状況を本学の基準に基づき控除し、家計の審査を行います。			
申請方法	定期募集申請期間中に申請書類（P23以降参照）を用意し、所属キャンパス奨学金係窓口へ提出			

※1 未来サポーター給費奨学金は2019年度以前入学者対象。

※2 文系学部…法・商・政治経済・文・経営・情報コミュニケーション・国際日本学部 理系学部…理工・農・総合数理学部

※3 首都圏…東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県に家族住所を有する者

首都圏外…※3の首都圏以外に家族住所を有する者および離島に家族住所を有する者

● 申請にあたっての注意事項

- ▶ 留学により、申請期間に日本にいない場合は事前に各キャンパス奨学金係に相談してください。
- ▶ 留学帰国後の単位認定がされることにより成績基準を満たす方でも、その認定結果が審査期間中に提出されない場合は申請できません。
- ▶ 採用年度内（3/31まで）に退学、除籍、休学、他大学への編入、学校処分を受けた場合奨学金は返還となります。（P43参照）

● 成績について

2年生（新学年）以上のみ該当（ただし、休学履歴がある場合はこの限りではありません。奨学金係にお問い合わせください）
 GPAのほか、下表の学業成績基準単位以上の単位（卒業要件内のものに限る）を修得していること。

	法	商	政経	文	理工	農	経営	情コミ	国際日本	総合数理
2年	3 2	3 4	3 1	3 2	3 3	3 1	3 2	3 1	3 1	3 1
3年	6 4	6 8	6 2	6 4	6 6	6 2	6 4	6 2	6 2	6 2
4年	9 6	1 0 2	9 3	9 6	9 9	9 3	9 6	9 3	9 3	9 3

● 採用候補者手続

- 7月下旬（予定）に各キャンパス奨学金掲示板にて、採用候補者を掲示します。
- ▶ 発表と同時に「採用通知書」と「生活状況報告書」を配布します。指定日までに受け取らない場合は採用取消となります。
 - ▶ 「生活状況報告書」は2021年1月下旬の指定期間内に必ず提出してください。未提出の場合、奨学金は全額返還となります。

● 未来サポーター給費奨学生について（2019年度以前入学者対象）

- ▶ 「明治大学給費奨学金」申請者で希望する方の中から、特に困窮度が高いと認められた方に給付されます。
- ▶ 給費奨学生のうち「未来サポーター給費奨学生」として採用された学生は、別途報告書等の提出が必要となります。
- ▶ 寄付者との懇親会などを実施する場合があります。詳細は採用者へ通知します。

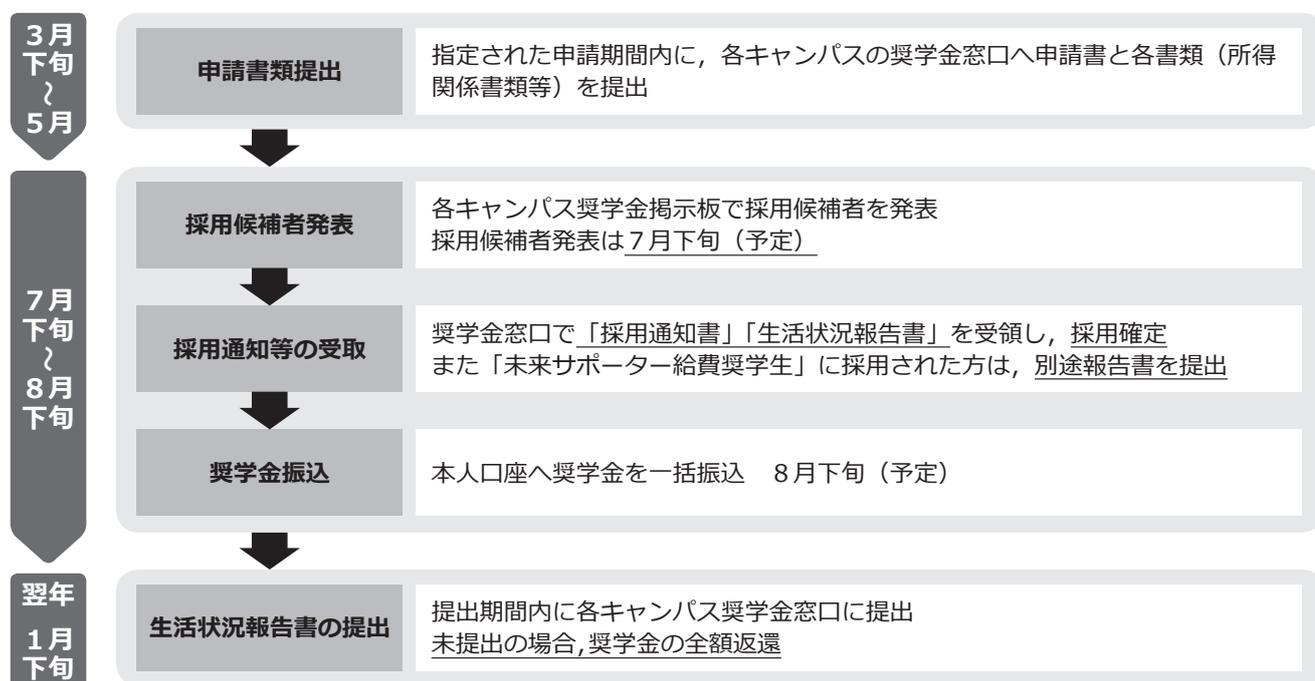
未来サポーター給費奨学生の奨学金は、「明治大学未来サポーター募金」のうち「奨学サポート資金」への寄付金から支給されます。本学校友・ご父母・法人企業様等からの暖かいご支援が原資となっています。

「未来サポーター」の皆様の想い

- § 未来サポーター募金の理念に心より賛同しています。少しでも学生さんの力になれば嬉しく思います。
- § 向学心のある若い世代に勉学の機会を与えたく思い、微力ながら応援させていただきます。
- § 後輩のみなさんが有意義な大学生活を送れるよう、少額ですが、寄付させていただきます。勉強も、部活動、サークル、その他キャンパスライフも、充実したものになりますように！

大学支援事務局参考 URL : <http://www.meiji.ac.jp/bokin/supporter.html>

明治大学給費奨学金申請から採用までの流れ



給費型 定期募集 各奨学金の概要

2. 明治鋼業奨学金

この奨学金は、本学校友である明治鋼業株式会社元代表取締役社長 西山晃氏のご厚意により、1987年から同社を含めた系列グループ企業4社が共同で設立したものです。

「明治大学給費奨学金」に採用された方の中で、学業成績および困窮度により採用を決定します。

● 給付額（単年度のみ）※給付額は変更される場合があります。

全学部
年額3万円

● 採用人数 3名程度

採用年度内（3/31まで）に退学、除籍、休学、他大学への編入、学校処分を受けた場合奨学金は返還となります。（P43参照）

● 申請方法

希望者は、「明治大学給費奨学金、明治鋼業奨学金申請書」裏面の希望欄にチェックしてください。

3. 高等教育の修学支援制度(給付奨学金・授業料等減免)



2020年度から国による高等教育の修学支援制度が始まります。修学支援制度は日本学生支援機構が実施する「給付奨学金」と、国が行う「授業料等減免」の2つがあり、セットで支援を受けることができます。

※高等学校在学中に予約採用の候補者になった方および本学在学中で2019年秋の在学予約採用に申請した方はこちら→

詳細はWEBで検索

明治大学 奨学金

検索

※【重要】授業料等減免の振込時期についての注意事項

授業料減免については、国から大学への交付があり、大学から各採用者へ振込をします。従って、各採用者への振込は2020年度冬を予定しているため、学費納入時はいったん納めていただく必要があります。

※当制度における手続等については、文部科学省及び日本学生支援機構が各大学に示した指針に基づき、本学で定めたものです。今後、文部科学省及び日本学生支援機構が示す指針に変更が生じた場合は、本学が定めた事項についても変更となる可能性があります。

※「奨学金を希望する皆さんへ」は4月から各キャンパスの奨学金窓口で配布します。新入生は入学後、各キャンパス奨学金窓口か新入生ガイダンスで配布します。

※日本学生支援機構奨学金の申請書および学修計画書は、「奨学金を希望する皆さんへ」と同時に配布します。

● 制度概要

	給付奨学金 (日本学生支援機構)	授業料等減免 (国)												
概要	日本学生支援機構が各学生に支給。学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な生活費	各学生の入学金および授業料の額を上限の範囲内で減免(給付)												
給付額 (カッコ内金額は生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設から通学する方が対象。)	住民税非課税世帯(第Ⅰ区分)およびこれに準ずる世帯(第Ⅱ区分, 第Ⅲ区分) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自宅通学/月額</th> <th>自宅外通学/月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第Ⅰ区分</td> <td>38,300円 (42,500円)</td> <td>75,800円</td> </tr> <tr> <td>第Ⅱ区分</td> <td>25,600円 (28,400円)</td> <td>50,600円</td> </tr> <tr> <td>第Ⅲ区分</td> <td>12,800円 (14,200円)</td> <td>25,300円</td> </tr> </tbody> </table>		自宅通学/月額	自宅外通学/月額	第Ⅰ区分	38,300円 (42,500円)	75,800円	第Ⅱ区分	25,600円 (28,400円)	50,600円	第Ⅲ区分	12,800円 (14,200円)	25,300円	第Ⅰ区分は次の金額の満額, 第Ⅱ区分は次の金額の3分の2, 第Ⅲ区分は次の金額の3分の1の額になります。 入学金: 200,000円/年(1年生のみ) 授業料: 700,000円/年 ※年度中に区分が変わった場合は、減免額・給付額が変更となります。
	自宅通学/月額	自宅外通学/月額												
第Ⅰ区分	38,300円 (42,500円)	75,800円												
第Ⅱ区分	25,600円 (28,400円)	50,600円												
第Ⅲ区分	12,800円 (14,200円)	25,300円												
給付時期	初回振込は7月(4月~7月分)	2020年度冬(予定)												
申請対象者	学部生対象 ・2020年度新入生のうち、高校等で予約採用候補者となっていない者 ・在学生のうち、在学予約採用(2019年秋)の申請をしていない者 ※2020年度原級生および在籍原級生は申請できません。また、過去に学業成績により原級したことがある方は、現在進級していても申請することはできません。 ※申請時に除籍の学生および成績不良等により日本学生支援機構奨学金が停止中の学生は申請できません。 ※大学等への入学時期等に係る基準、在留資格等に係る基準(日本国籍でない場合)の詳細は、別冊「給付奨学金案内」を参照してください。													
学業基準	■新入生(①~③のいずれかに該当すること) ①高校等の評定平均が3.5以上であること。 ②高校卒業程度認定試験の合格者であること。 ③学修計画書(※)の提出により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること。 ■在学生(①または②の(1)・(2)に該当すること) ①申請時までの学業成績において、GPA 2.50以上であること。 ②(1)修得単位数が標準単位数(P13参照)以上であること。 (2)学修計画書(※)の提出により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること。 ※学修計画書は4月1日以降に別冊「奨学金を希望する皆さんへ」と同時に配布します(P22参照)。													
家計基準(収入基準・資産基準)	■収入基準 ※支給額算定基準額=課税標準額×6%-(調整控除額+調整額)(100円未満切り捨て) 収入・所得の上限額の目安は、「給付奨学金案内」を参照してください。 第Ⅰ区分…学生本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること 第Ⅱ区分…学生本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること 第Ⅲ区分…学生本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること ■資産基準 学生本人と生計維持者(2名)の資産額の合計が2,000万円未満(生計維持者が1名の時は1,250万円未満)													
学内奨学金との併給	授業料減免(給付奨学金は含みません)と明治大学の給費型奨学金の合計額は授業料年額相当額を上限とする。(授業料年額相当額を超えた場合は、超えた額を返還していただきます)													

● 学業基準について

標準単位数（在学生のみ該当）

	法	商	政経	文	理工	農	経営	情コミ	国際日本	総合数理
2年	32	33	31	32	34	31	33	31	31	31
3年	64	66	62	64	68	62	66	62	62	62
4年	96	99	93	96	102	93	99	93	93	93

● 家計基準について

別冊「奨学金を希望するみなさんへ」を参照

※上限収入は家庭状況により異なります。

● 在学中の届出について

- ・改氏名、住所変更、口座変更、自宅外から自宅へ変更などの各種変更
- ・退学、休学、復学、除籍、留学、編入学、転学部など学籍上の異動や変更があった場合

● 継続手続（毎年）

給付開始から卒業までの標準修業年限は原則、継続して支援を受けることができますが、年二回（春・秋）の継続手続（適格認定）が必要です。継続に必要な学業基準を満たしていない場合、家計基準を超えた場合、原級、学校処分を受けたなどの場合、継続は認められず、次年度4月以降の奨学金振込及び授業料等減免の支援が停止します。

● 申請から採用、採用までの流れ（在学採用）

4月 ～ 6月	申請書類提出	指定された申請期間内に、各キャンパス奨学金係へ書類一式を提出
	「スカラネット識別番号」 「マイナンバー提出書」	申請書類に不備がなくなった時点で受け取り
	スカラネットの入力 マイナンバー提出書の郵送	日本学生支援機構の「スカラネット」への入力およびマイナンバーの提出を完了しないと、申請したことにはならず、選考対象からは除外されるため注意
	「授業料等減免の申請書」の入力	Oh-o!Meiji のアンケート機能で申請内容を入力
7月 ～ 9月	「誓約書」及び「授業料等減免認定結果」の受け取り	給付奨学金については「奨学生証」「誓約書」を、授業料減免については「授業料等減免認定結果通知書」を受け取る
	（夏）継続手続（適格認定）	収入により、支援区分が判定される
	「誓約書」提出	期日までに誓約書を提出する
	採用決定	日本学生支援機構が誓約書を審査、受理後に正式採用が決定
10月 ～ 3月	在籍報告	年に数回実施（時期は未定） スカラネットパーソナルで継続願の入力
	（冬）継続手続（適格認定）	学業基準により、次年度の継続可否が判定される

4. 日本学生支援機構奨学金 在学採用



日本学生支援機構の奨学金の申請には、本冊子「ASSIST」および「奨学金を希望する皆さんへ」の両方に必ず目を通してください。

※「奨学金を希望する皆さんへ」は4月から各キャンパスの奨学金窓口で配布します。
新入生へは入学後、各キャンパス奨学金窓口か新入生ガイダンスで渡します。

※ 日本学生支援機構奨学金の申請書は、「奨学金を希望する皆さんへ」と同時に配布します。

	第一種奨学金（無利子）	第二種奨学金（有利子） （年3%を上限界率とする）
概要	国の奨学機関である日本学生支援機構は、主として政府からの借入金と卒業生からの返還金によって運用され、日本学生支援機構の推薦基準に基づき大学が推薦し、採否は日本学生支援機構が決定します。	
貸与月額	2018年度以降入学者 2万円・3万円・4万円・5万円(自宅外生のみ)・5.4万(自宅生のみ)・6.4万円(自宅外生のみ) /月から選択 ただし5.4万円・6.4万円は所得制限あり。 2017年度以前入学者 3万円・5.4万円(自宅生のみ)・6.4万円(自宅外生のみ) /月から選択 ただし、日本学生支援機構給付奨学金を受給する場合は受給額分の貸与制限あり。	2万円, 3万円, 4万円, 5万円, 6万円, 7万円, 8万円, 9万円, 10万円, 11万円, 12万円/月から選択
	採用後、家計状況により貸与月額の増額・減額が可能です。	
貸与開始月	4月	4月～6月の間で希望する月
申請資格	学部生（日本国籍を有する者、在留資格が永住者・定住者・日本人（永住者）の配偶者または子である外国籍の者） 申請資格のない方 ■ 2020年度の単位不足原級生（ただし休学履歴がある学生は奨学金係までご相談ください）、在籍原級生および除籍者、2020年度春学期休学予定の学生。 ■ 現在貸与中の学生（成績不良により日本学生支援機構奨学金が停止中の学生含む） ただし ①新たに併用貸与希望 ②第一種または第二種への移行 を希望の場合は申請が必要です。	
成績基準	1年生：評定平均値3.5以上 2年生以上：GPA2.50以上 ※このほか修得単位数による要件あり⇒P15参照 ※各学年2020年度の編入生はお問い合わせください。	修得単位数による要件あり⇒P15参照
家計基準	⇒P15参照	
保証制度	<p>人的保証</p> <p>連帯保証人および保証人について下記条件を満たす人に依頼し、必ず事前に承諾を得てください。 また、必要書類の提出が可能か確認してください。 連帯保証人…原則 父または母（父母がいない場合は兄・姉・おじ・おば等） ※申請者の配偶者は選任不可です。 保証人……………①父母以外 ②スカラネット（インターネット）入力時点で65歳未満の4親等以内の親族 ③連帯保証人と別生計 3つの条件すべてを満たす人 ※申請者の配偶者、学生、未成年は選任不可です。</p> <p>65歳以上の親族しかいない場合、原則人的保証は利用できません。機関保証を選択してください。</p> <p>機関保証 保証機関に保証を委託し、毎月一定の保証料を貸与月額から支払う制度です。 機関保証から人的保証への変更はできません。</p>	
貸与方法	初回振込日…6月11日（予定）※貸与開始月～6月分をまとめて振込 初回振込以降、原則として毎月11日に振込	
返還	貸与終了または卒業の翌月から数えて7ヶ月目から毎月27日に口座引き落とし ※繰上返還・一括返還も可能	
申請方法	P22を参照の上、申請書類を用意し、定期募集申請期間中に所属キャンパスに提出	

● 成績について

2年生（新学年）以上のみ該当

下表の学業成績基準単位以上の単位（卒業要件内のものに限る）を修得していること。
 （ただし、休学履歴がある場合はこの限りではありません。奨学金係にお問い合わせください）

		法	商	政経	文	理工	農	経営	情コミ	国際日本	総合数理
第一種・併用貸与希望者	2年	32	34	31	32	33	31	32	31	31	31
	3年	64	68	62	64	66	62	64	62	62	62
	4年	96	102	93	96	99	93	96	93	93	93
		法	商	政経	文	理工	農	経営	情コミ	国際日本	総合数理
第二種希望者	2年	22	23	21	22	22	21	21	21	21	21
	3年	44	46	42	44	44	42	42	42	42	42
	4年	66	69	63	66	66	63	63	63	63	63

● 家計基準について（上限収入目安）

モデルケース	種類	給与世帯の上限収入目安	給与世帯以外の上限所得目安
例：本人（自宅外通学） + 父・母・公立高校生の弟 4人家族	第一種	約 847万円	約 439万円
	第二種	約 1190万円	約 782万円
	併用	約 804万円	約 396万円

※給与世帯の上限収入…源泉徴収票の支払金額 給与世帯以外（自営業等）の上限収入…確定申告書の所得金額

● 金利について

第二種奨学金希望者は「スカラネット」（インターネット）入力時に金利の種類を選択します。在学中は無利子です。
 詳細は日本学生支援機構ホームページで確認してください。

- 利率固定方式…貸与終了時に決定した利率が返還完了まで適応されます。
- 利率見直し方式…貸与終了時に決定した利率をおおむね5年毎に見直します。
 市場金利の上昇・下降に合わせて変動します。

なお、金利の算定方法は、貸与が終了する前の一定の期間まで変更できます。貸与終了後や入学時特別増額貸与分は変更できません。詳細は奨学金係にお問い合わせください。

● 第一種奨学金の返還方式について

「定額返還方式」と「所得連動返還方式」のどちらかを選択します。詳細は冊子「奨学金を希望する皆さんへ」で確認してください。

- 定額返還方式：貸与総額に応じて返還額が算出され、返還完了まで定額で返還する。
- 所得連動返還方式：前年の所得により、毎月の返還額が決定。マイナンバーの提出必須。機関保証制度の選択必須。

● 入学時特別増額貸与奨学金について

2020年度の新入生（編入生含む）で、申込条件を満たす方に限り、初回振込時に一時金（10万円、20万円、30万円、40万円、50万円から選択）の貸与を受けることができます。

なお、振込は初回振込と同時に行いますので、入学前の入学諸費用等には充てられません。

希望する方はスカラネット入力前に奨学金係に相談してください。

● 日本学生支援機構の採用候補者（給付・貸与）の方へ

2020年度（令和2年度）日本学生支援機構の採用候補者（予約生）は、必ず各キャンパスの指示に従って「採用候補者決定通知」を指定期間内に奨学金係へ提出してください。

● 地方創生枠推薦者の方へ

2020年度（令和2年度）日本学生支援機構地方創生枠該当者は、必ず「春の定期募集」期間内に申請をしてください。申請の際は、お手元の「地方創生枠推薦者決定通知（進学先提出用）」を奨学金係へ提出してください。

● 申請にあたっての注意事項

留学により、申請期間に日本にいない場合は事前に各キャンパス奨学金係に相談してください。



● 貸与中の届出について

次のような変更、異動があった場合は、各キャンパスの奨学金係へ届け出る必要があります。

- ・改氏名、住所変更、連帯保証人・保証人の変更、口座変更などの各種変更
- ・退学、休学、復学、除籍、留学、編入学、転学部など学籍上の異動や変更があった場合

● 留学中の奨学金について

- ・第一種、第二種奨学金を利用中の方が、協定・認定留学を予定している場合、留学期間中も奨学金の貸与を継続することができます。手続は不要です。
- ・休学して留学する場合は、各キャンパス奨学金窓口で休学期間中の奨学金休止の手続をしてください。
ただし、休学して海外の大学または大学院に留学する場合は入学許可証とその日本語訳を追加で提出することで継続貸与が認められる場合があります。詳細は各キャンパス奨学金係にお問い合わせください。

採用後の手続

「奨学生証」「奨学生のしおり」「返還誓約書」の受け取り

大学から推薦し日本学生支援機構に採用された方に、「奨学生証」「奨学生のしおり」そして「返還誓約書」を交付します。これらの書類は大学を通じてお渡しします。詳細は奨学金掲示板等で連絡します。

返還誓約書の作成（採用者説明会后すぐ）

「返還誓約書」受け取り後は、大学の指定する期日までに返還誓約書を作成し、添付書類と一緒に奨学金係へ提出してください。添付書類は保証制度により異なります。

期日までの提出を怠ると、奨学生としての資格を失い、すでに振込済みの金額を全額一括で返金および採用取消の手続が求められます。なお、採用決定後の辞退は認められません。

保証制度ごとの添付書類について

	人的保証制度	機関保証制度
返還誓約書	学生本人の自署押印	
	連帯保証人の自署押印（実印） 保証人の自署押印（実印） 学生が未成年の場合は親権者の自署押印	連絡先（本人以外）に指定した方の自署 学生が未成年の場合は親権者の自署押印
添付書類	連帯保証人の印鑑登録証明書（原本） 連帯保証人の所得に関する証明書（コピー） 保証人の印鑑登録証明書（原本）	保証依頼書（未成年の場合は親権者の自署押印）

※添付書類はすべて「スカラネット」入力日より遡って3ヶ月前以降に発行されたものに限りま。

「スカラネットパーソナル（スカラネットPS）」の登録 [（https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp）](https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp)

日本学生支援機構が運営する「スカラネットパーソナル」への登録を速やかに行いましょう。登録には奨学生番号と奨学金の振込口座番号（入金されている口座番号）が必要です。現在の自分自身の貸与月額や返還総額などの奨学金情報をインターネット上で閲覧することができます。

申請時に行った
「スカラネット入力」
とは別のものだよ！



継続手続（毎年12月 1年生～3年生）

日本学生支援機構では原則として貸与開始から卒業までの最短修業年限の間貸与されますが、毎年各自で奨学金の継続手続をしなければなりません。次年度4月以降の奨学金を辞退する方は、継続手続の際に辞退希望を入力します。

継続手続きは毎年12月に情報を入力してください。継続手続き後、大学が適格認定を行います。ただし、継続に必要な成績基準を満たしていない、原級、学校処分を受けたなどの場合、継続は認められず、次年度4月以降の奨学金振込が停止します。なお振込をもって継続認定のお知らせといたしますので、各自必ず確認をしましょう。

指定された期日までに継続手続きを怠った場合は、成績基準を満たしていても「廃止（資格喪失）」されます。

継続に必要な成績基準（目安）

各学年4月進級時に、卒業要件単位数のうち、次の各学年修得単位数が目安となります。

2年進級時 1 / 4 以上の修得

3年進級時 2 / 4 以上の修得

4年進級時 3 / 4 以上の修得

成績基準を満たさない場合、学校処分を受けた場合は、奨学金の「廃止（資格喪失）」「停止（貸与の1年間停止）」「警告（文書による厳重注意）」処置がとられます。

貸与終了後の手続

● 返還について（貸与終了時）

貸与終了の翌月から数えて7ヶ月目から、月賦または月賦＋半年賦方法で、毎月27日に口座からの引き落としにより、返還が始まります。貸与終了者（予定者含む）全員が奨学金を返還する預貯金口座（リレー口座）を登録する必要があります。

一括返還や繰上返還を希望の方は、貸与終了後スカラネットPSで申請（入力）するか、日本学生支援機構に直接願い出てください。

● 返還猶予について

P18「よくある質問と回答」Q18.19を参照してください。

5. よくある質問と回答

申請について	Q1	だれでももらえる奨学金はありますか？	A1	どの奨学金にも審査があり、学力と家計所得をもとに選考をします。申請したからといって必ずしも採用されるとは限りません。ただし家計急変などの事由がある方は、奨学金係にお問い合わせください。 ☞P6参照
	Q2	書類が申請期日までに間に合わない場合は申し込みができませんか？	A2	必ず申請期日までに、用意できる書類を提出してください。 不足書類などの不備は、再提出の期日を指示します。指示された期日を過ぎた場合は申請を辞退したとみなします。
	Q3	奨学金は、どのように選考・推薦されるのですか？	A3	各奨学金の選考基準に従い、家計状況および成績を数値化して審査委員会にて選考します。なお推薦については優先順位の高い順に候補（推薦）とします。採用候補（推薦）枠が決まっている奨学金は、出願条件に合致している場合でも、必ず採用されるわけではありません。また採用率なども採用予定数および申請者数によって毎年変化します。
	Q4	編入したのですが、日本学生支援機構奨学金の手続きはどのようになりますか？	A4	前年度3月まで日本学生支援機構奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金）を受けていた人が編入し、学籍が継続している場合は、所定の手続きをすることにより奨学金が継続されます。 前在籍校へ申し出て下さい。
所得書類について（明治大学給費奨学金）	Q5	母は専業主婦なので、収入に関する書類は用意しなくてよいですか？	A5	いいえ、無収入・非課税の場合でも「所得証明書」は必ず提出してください。父の場合も同様です。 ☞P25参照
	Q6	父（または母）ときょうだいと暮らしています。収入の書類は父（または母）の書類だけでよいですか？	A6	「ひとり親世帯」該当か確認しましょう ☞P19参照 ▪ 該当する方⇒父（もしくは母）の書類のみとなります。 ▪ 該当しない方⇒父と母の書類が必要になります。
	Q7	明治大学給費奨学金を申し込むのですが、源泉徴収票があっても「所得証明書」は必要ですか？	A7	はい、必要です。「所得証明書」は所得の種類や総所得金額の把握のために必要な書類です。 ☞P25参照
	Q8	最新の所得証明書と源泉徴収票（確定申告）の「年度」がずれていますが大丈夫でしょうか？	A8	はい、大丈夫です。「所得証明書」の金額は毎年おおよそ6月に更新されます。前年度の所得証明書で提出してください。
	Q9	父（または母）は自営業ですが収入が少なく、確定申告をしていないのですがどのような書類が必要ですか？	A9	「令和2年度市民税 県民税申告書」のコピーを提出してください。 ☞P26参照
	Q10	2年前に退職した会社があります。退職証明書はありますか？	A10	いいえ、必要です。収入状況報告書に記載した勤務先からの退職証明書は必須書類です。 ☞P28参照
家族について（明治大学給費奨学金）	Q11	同居の兄（姉）は会社員で収入があります。家族人数に含めますか？	A11	家族人数には含めません。同居、別居を問わず、職業を持ち、定期収入がある場合は、父母と別生計と判断いたします。申請書の家族欄には、定期的な収入が無く、父母と同一生計のきょうだいがいる場合のみ記入してください。ただし、障がいのあるきょうだいの場合は、家族人数に含めて構いません。
	Q12	別居している祖父母に、父（母）が送金しているのですが、家族人数に含めますか？	A12	父（母）が祖父母を扶養している場合は含めます。祖父母が扶養家族であるとわかる書類（源泉徴収票・確定申告書など）を添付してください。
	Q13	父（母）に扶養されている同一世帯の家族に就学しているきょうだい・障がい者・要介護者がいます。控除は適用してもらえますか？	A13	控除の対象となります。証明書類等を提出してください。 ☞P30参照

	<p>Q14 両親が別居しています。ひとり親世帯（母子世帯、父子世帯）に認定されますか？</p>	<p>A14 認定されません。 ただし家庭の状況により、ひとり親世帯として認定されることがあります。（住民票（マイナンバーが記載されていないもの）、調停関係資料のコピー、民生委員の調査書、捜索願の控え等の提出が必要です。）</p> <p><u>ひとり親世帯の控除のおもな認定条件</u> ご両親の状況が離婚・未婚・死別の他に長期別居であり、以下に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 父（または母）の生死が明らかでない場合 ▪ 現在（もしくは過去）に離婚調停をしている ▪ 父（または母）と住民票が分かれていて、養育費を受けていない場合
	<p>Q15 父母が離婚しており、私は母ときょうだい（就学者）と同居している、ひとり親家庭です。私は母に扶養されていますが、きょうだい（就学者）は離婚して別居している父に扶養されています。就学者控除は適用してもらえますか？</p>	<p>A15 同一世帯の家族を控除の対象とみなします。母の源泉徴収票や確定申告書に本人の名前の記載はあり、きょうだい（就学者）の名前の記載がない場合は、同一世帯であることを確認するため、母ときょうだい（就学者）の名前が記載された世帯全員の住民票（マイナンバーが記載されていないもの）および事情書（用紙は奨学金窓口で配布）を追加で提出してください。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">独立生計について（明治大学給費奨学金）</p>	<p>Q16 父母は健在なのですが、仕送りもなく自分のアルバイト収入で学費・生活費を捻出しています。独立生計として認定されますか？</p>	<p>A16 原則、父母が健在の場合は、実際に援助を受けていなくても親が就学者の援助をするものと解釈しますので、<u>父母の所得で審査します</u>。</p>
	<p>Q17 私は社会人学生で勤めており自活しているのですが、独立生計として認定されますか？</p>	<p>ただし本人が学費、生活費をまかない、自活できる収入があり、独立生計を希望し、審査の結果、独立生計と認定された場合、本人（および配偶者）の収入によって審査を行います。以下に注意して書類を提出してください。</p> <p><u>独立生計の認定諸条件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 父母と別居（学生本人が父母を扶養している場合を除く）し、<u>所得関係書類等により学生本人（およびその配偶者）の収入だけで学費を含めた生活費のすべてを継続的にまかなっていることが明らか</u>なこと。 ▪ 父母の扶養にならず、自分で社会保険料を支払い、独立生計を営んでいること。 <p><u>提出書類</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>父母の所得関係書類</u>（本人が結婚して別世帯になっている場合は不要） ② <u>本人（および配偶者）の所得関係書類</u> ③ <u>父母の扶養に入っていない証明</u>（本人の被保険者健康保険証の写し等） <p>※独立生計の認定は、日本学生支援機構および本学が行います。 ※独立生計に認定された場合、学生本人住所が自宅となり、自宅外扱いになりません。また学内奨学金の家族住所区分も本人住所地となります。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">返還猶予（日本学生支援機構奨学金）</p>	<p>Q18 卒業後、大学院に進学予定ですが、返還はすぐに始まりますか？</p>	<p>A18 在学、経済的理由とともに返還猶予制度がありますので、必ず手続きを行ってください。詳細は貸与終了の際に配布する「返還のてびき」を参照。</p>
	<p>Q19 大学・法科大学院を修了後、司法試験の勉強をするため、返還開始の時期を遅らせたいのですが？</p>	

定期募集奨学金

提出書類について

1. 日本学生支援機構奨学金申請（給付奨学金・貸与奨学金）
について…………… 22
2. 明治大学が実施する奨学金の申請に必要な書類
リスト…………… 23
3. 明治大学が実施する奨学金の申請時に必ず提出
する書類…………… 24

提出書類に
ついて



1. 日本学生支援機構奨学金申請（給付奨学金・貸与奨学金）について

※高等学校在学中に日本学生支援機構奨学金（給付奨学金・貸与奨学金）の予約奨学生になった人はこちら ⇒

※本学在学学生で2019年秋の在学予約採用（給付奨学金）に申請した方はこちら ⇒

詳細はWEBで検索

明治大学 奨学金

検索



日本学生支援機構奨学金では「給付奨学金」（2020年度からの新制度である「高等教育の修学支援制度」と「貸与奨学金」（従来からの制度）があります。



本誌だけでは日本学生支援機構奨学金の申請準備はできません。申請を希望する方は、別冊「奨学金を希望する皆さんへ（給付・貸与）」を各キャンパス奨学金係で受け取り、申請準備をしてください。配布日程は以下の通りです。



日本学生支援機構奨学金（給付・貸与）の申請書および給付奨学金の学修計画書は、別冊「奨学金を希望する皆さんへ（給付・貸与）」と同時に配布します。

* 配布冊子名称は2019年12月現在のもので、2020年4月以降変更の可能性がります。

「奨学金を希望する皆さんへ」配布日程

	日程	配布場所
駿河台キャンパス	4月1日（水）～ 状況により早まる場合があります その場合は掲示板、 Oh-o! Meiji にて お知らせします。	リバティタワー3階 学生支援事務室内 奨学金窓口
和泉キャンパス		第一校舎1階 和泉学生支援事務室内 ※新1年生は「奨学金総合案内ガイダンス」日本学生支援機構予約奨学生採用手続（書類提出）内で配布します。
生田キャンパス		中央校舎1階 生田学生支援事務室内 ※新1年生は、各学部学生生活案内ガイダンスでも配布します。
中野キャンパス		3階事務室奨学金窓口（5番カウンター）

申請書類と注意事項<日本学生支援機構>

- 申請書類については、別冊「奨学金を希望する皆さんへ（給付・貸与）」の記載内容に従いそらえてください。
- 本学ホームページでも、必要書類の詳細がわかり次第、情報を更新します。以下のURLからご確認ください。



URL : https://www.meiji.ac.jp/campus/shougaku/nav/spring_scholarship.html

※ 「日本学生支援機構奨学金の申請書類について」のリンクよりご確認ください。

<新1年生> 以下の方は、厳封された高校発行の「調査書」（卒業確定後）が必要です。

「貸与奨学金」を申請する場合

- ・入学後初めて申請をする方で、第一種または併用貸与を希望する方
- ・予約生で二種から一種への移行を希望する方
- ・一種または二種から併用貸与への移行を希望する方

「給付奨学金」を申請する場合

- ・（卒業確定後）評定平均が「3.5」以上の方

2. 明治大学が実施する奨学金の申請に必要な書類リスト

明治大学給費奨学金, 明治鋼業奨学金 必須書類リスト	チェック <input checked="" type="checkbox"/>	参照
本誌巻末 明治大学給費奨学金, 明治鋼業奨学金申請書	<input type="checkbox"/>	📄 P24①/34/35
本誌巻末 収入状況報告書	父* <input type="checkbox"/>	📄 P24②/32/33
	母* <input type="checkbox"/>	
本人名義の預金通帳コピー (A4用紙に原寸大コピーのこと)	<input type="checkbox"/>	📄 P24③
最新の「所得証明書・課税証明書・ 非課税証明書」 <small>※地域によって名称が異なります。役場等で発行される公的証明書。 父母両方必要です。(ひとり親世帯除く)</small>	父* <input type="checkbox"/>	📄 P25④
	母* <input type="checkbox"/>	
収入に関する必要書類 <small>源泉徴収票・確定申告書(控)など。所得証明書とは異なる書類です。</small>	父* <input type="checkbox"/>	📄 P26⑤ ~ P29
	母* <input type="checkbox"/>	
特別控除に関する書類 <small>※該当者のみ</small>	<input type="checkbox"/>	📄 P30⑥

*ひとり親世帯の場合は、父または母のみの資料をそろえてください。父母ともいない場合は、事前に奨学金係にご相談ください。
○選考の過程において、上記に記載されたもの以外の書類を求められることがあります。

申請書類の提出方法と注意事項 <すべての奨学金共通>

- 書類はすべて、黒または青のボールペンで記入してください。消せるボールペンや、鉛筆での記入は不可です。
- 修正テープ、修正液の使用は認めません。間違えた場合は修正箇所にも二重線を引いて訂正印を押し、余白に書き直してください。
- 印鑑は朱肉を使ったものを必ず使用してください。シャチハタやスタンプ印は不可です。
- 記入もれ、記入間違い、代筆などがあつた場合、選考から外れることがあります。
- 自宅外から通学されている場合は、郵送等でのやり取りに時間がかかることが予想されますので、期日に遅れないよう早めに準備をしてください。
- 申請書類の記載事項や所得について確認・質問を行う場合があります。家庭状況についてきちんと答えられるように家庭内で話し合っておいてください。
- 社会人学生で、本人が独立して生計を営んでいる場合は、「独立生計について」(P19)を必ず読んでください。
- 申請時は面接を兼ねていますので、学生本人が提出してください。代理申請や郵送での提出は受理いたしません。
- 申請期間外・申請時間外・所属キャンパス以外では申請できません。
- 採用枠を設けている奨学金は、特に申請期間、時間ともに厳守とします。
- 一旦提出された書類は、採否に関わらず返却できません。定められた保管期間後、学内の廃棄取扱い基準に準じて廃棄いたします。
- 不備書類の連絡は原則電話で行い、不備書類以外の連絡は原則すべて掲示により行います。各キャンパスの奨学金掲示板の場所を確認してください。
- 採否の結果に対して、個別に事情を開示することはいたしません。

3. 明治大学が実施する奨学金の申請時に必ず提出する書類

1 明治大学給費奨学金, 明治鋼業奨学金申請書 (本誌綴込 ピンクの書類) 【原本】

全員必須!

- 本誌「記入上の注意」P34～P35を熟読し、記入もれが無いように両面に記入してください。

2 収入状況報告書 【原本】

全員必須!

- 本誌「収入状況報告書について」P32～P33を熟読し、記入もれが無いように注意してください。
- 記入前に、④所得証明書を取得し、必ず確認しながら記入してください。
- 2018年から申請時現在までの収入状況をすべて記入する必要があります。

3 本人名義の預金通帳のコピー

全員必須!

- 大学指定の3銀行 (みずほ・三菱UFJ・三井住友) いずれかの口座に限ります。
- 通帳は「銀行名・支店名・支店番号・口座名義人・口座番号」がわかるページをコピーしてください。
- 普通預金口座, 総合口座に限ります。貯蓄預金口座は取扱いできません。
- 通帳が無い場合はキャッシュカードのコピーでも可。その場合支店名を余白に記入してください。
- インターネットバンキングを利用している方は「銀行名, 支店名, 支店番号・口座名義人・口座番号」が分かるWebページのコピーでも可です。
- A4サイズに原寸でコピーしてください。
- コピーの余白部分に「学生番号・氏名」を記入してください。

- A4用紙に原寸でコピー
- 余白に学生番号・氏名を記入
- 用紙は切り取らないこと



5 収入に関する必要書類 (①～③の該当する書類を用意)

- 巻末「収入状況報告書」(P32, P33参照)を記入し、父母それぞれの収入状況のうち①～③で該当する書類を用意します。
- ①～③の説明に沿った書類を提出してください。申請期間に間に合わない場合は、申請時に申し出てください。
- 特に「⑧退職を証明する書類」は、前年だけではなく、前々年の分も含めて必要となるため、注意を要します。
- すべての書類についてマイナンバーの記載がある場合は、記載のないものを取り直すか、黒塗りで提出してください。

①令和元年分の確定申告書 第一表および第二表 **コピー**

発行元：申告者保管

- ▶ 自営業やフリーランス、配当所得、雑所得、不動産所得、年金受給の方は確定申告書を提出。
- ▶ 複数の勤務先から給与と所得を得ている場合や営業所得と給与所得のどちらも得ている場合も提出が必要です。
- ▶ 「令和元年分所得税の確定申告書(控)」の**第一表と第二表**の両方が必要です。
- ▶ 第一表・第二表のどちらかに**税務署の受領印**または**税理士作成印**のあるものを提出してください。
- ▶ 電子申告を行った方は、申告書等送付表を添付、または申告した税務署名と申告日の印字がされているか確認してください。
それらのものがない場合は確定申告書の余白に「提出した原本に相違ありません」と当該者が記入、署名・押印してください。
- ▶ 株式の配当所得がある方は「**第三表**」も提出してください。

収入状況報告書の勤務先や受給内容と一致しているか確認してください。
退職時の源泉徴収票を確定申告で使用してしまった場合は、別途退職を証明する書類をご用意ください。

扶養欄の家族数と申請書の記載内容が一致しているか確認してください。
一致しない場合、住民票を求めることがあります。

②令和2年度市民税・県民税申告書(控) **コピー**

発行元：申告者保管

- ▶ 確定申告をしていない場合は、居住地の市区町村役場で申告済みの「令和2年度市民税・県民税申告書(控)」(内訳含む)のコピーを提出してください。手元に控えがない場合は、再度申告して控えを用意してください。
- ▶ 確定申告をしていない**令和元年分の支払調書**がある場合は、市民税・県民税の申告を行ったうえ、提出してください。

未申告の支払調書は受け付けいたしません。
必ず申告を行ってください。

市民税・県民税申告書は役場へ提出前に控えとしてコピーをとりましょう。
その控えに受付印を押印してもらうよう依頼してください。

市民税・県民税申告書みほん

③ 令和元年分の「源泉徴収票」 コピー

発行元：勤務先

- 父母が会社員、パート等の給与収入であれば、勤務先より発行された「源泉徴収票」を提出。
- ▶ 令和元年（2019年）1月～12月までの1年分の給与額が記載されているか確認してください。
 - ▶ 複数の勤務先で源泉徴収票をもらっている場合はすべての源泉徴収票を提出してください。
 - ▶ 紛失している場合は勤務先に再発行を依頼してください。
 - ▶ 令和元年・令和2年中の就職であれば⑤「給与支払・見込証明書」（綴込書類）も必要です。

扶養欄の家族数と申請書の記載内容が一致しているか確認してください。一致しない場合、住民票を求めることがあります。

「中途就・退職」欄に年月日が記載されている場合
 ・「退職」欄に*アスタリスクがある場合は、この源泉徴収票は⑧退職を証明する書類になります。
 ・「就職」欄に*アスタリスクがある場合は、⑤給与支払・見込証明書を用意してください。

収入状況報告書の勤務先名と一致しない場合
 勤務先名と法人名が違う、中途就・退職でなく会社合併や親会社吸収があった等による社名変更の場合は、源泉徴収票の余白に事情を記載してください。

令和元 年分 給与所得の源泉徴収票

※すべて手書きの源泉徴収票は、社判または雇用主の印が押印されたものを提出してください。

④ 「最新の年金振込通知書（はがき）」または「最新の年金改定通知書」なければ「令和元年分の年金の源泉徴収票」 コピー

発行元：日本年金機構など

- ▶ 現在父母が受給中の年金を確認してください。複数の年金を受けている人はすべての年金について通知書が必要です。
 - ◆国民年金 ◆厚生年金 ◆共済年金 ◆企業年金 ◆遺族年金 ◆障がい年金 ◆年金基金 ◆確定拠出年金 など
- ▶ 受給中の年金額が記載された「最新の年金振込通知書（はがき）」または「最新の年金改定通知書」のいずれかを提出してください。どちらもない場合は「令和元年分の年金の源泉徴収票」を提出してください。
- ▶ 確定申告をしている場合は、令和元年度分の「確定申告書（控）」第一表・第二表と併せて最新の年金の通知書を提出してください。（手元ない場合は再発行を依頼してください）

年金振込通知書のみほん

- ▶ 父母が2019年1月以降に就職・転職・減給・再雇用等の事情がある方が該当します。
- ▶ むこう3ヶ月以内に就職、退職が決まっている場合、提出が必要です。退職予定証明として使用する場合は、併せて直近の給与明細3ヶ月分（コピー）を提出してください。
- ▶ 所得を受ける勤務先に、必要事項を記入してもらうよう依頼してください。発行が難しい場合は直近の給与明細3ヶ月分（コピー）を提出してください。
（給与明細には「受給者氏名」「支給月額」「支給年月」「勤務先名称」、および手書きの場合は「社判」（個人印でないもの）が必要です）



（例）2019年2月に父母が転職をしていたら…

- ① 「収入状況報告書」に退職した社名と退職日を記入し、転職先の社名、雇用形態、就職日を記入。
- ② 退職後に会社からもらう「退職日が記載された源泉徴収票」を用意する。
※退職日が記載された雇用保険受給資格者証でも可。
- ③ 転職先に「給与支払・見込証明書」に、転職月の翌月から12ヶ月分の収入見込みを記載してもらうよう依頼をする。
※発行が難しい場合は直近の給与明細3ヶ月分でも可。
ただし、次の事項が記載されている必要があります。
・「受給者氏名」「支給月額」「支給年月」「勤務先名称」および手書きの場合は社判（個人印でないもの）

- ▶ 配当所得があり、確定申告を行っていない場合は取引を行っている金融機関から毎年送られる「配当報告書」もしくは「特定口座年間取引報告書」を提出。
- ▶ 「特定口座」を持っている場合は源泉徴収のあるなしにかかわらず提出してください。
- ▶ 各金融機関により、書式が異なります。1年分を提出してください。

令和 年分 特定口座年間取引報告書		平成XX年XX月XX日	
住所(居住)	氏名	配当の種類	1 保険 2 優待 3 配当
前払戻し時の住所又は居所	生年月日	口座開設年月日	
		源泉徴収の選択	1 有 2 無
【譲渡に係る年間取引総額及び源泉徴収額等】			
譲渡区分	1 譲渡の対価の額(収入金額)	2 取得費及び譲渡に要した費用の額等	3 差引金額(譲渡所得等の金額)(1-2)
一般上場分	(円)	(円)	(円)
非上場分	(円)	(円)	(円)
合計	(円)	(円)	(円)
源泉徴収額(円)	(円)	株式等譲渡所得割額(住民税)	(円)
【配当等の額及び源泉徴収額等】			
種類	配当等の額	源泉徴収額(円)	配当割額(住民税)
4 株式、出資又は優待	(円)	(円)	(円)
5 厚労省指定又は指定受給資格者等の特給	(円)	(円)	(円)
6 オフコース指定受給資格者の特給	(円)	(円)	(円)
7 遺族特給、遺族優待給付金	(円)	(円)	(円)
8 合計(4+5+6+7)	(円)	(円)	(円)
9 源泉徴収の金額	(円)	(円)	(円)

特定口座年間取引書みほん

父母が2019年1月以降に自営業、会社経営、外交員（保険営業等）を始めた場合、収入金額、売上原価、所得金額等を起業日から1年分の見込みを、奨学金係窓口で配布する所定の様式に記入して提出してください。

- ▶ 父母が2018年1月から2020年4月まで退職履歴のある方が対象です。退職したすべての勤務先から発行したものを提出してください。
「退職日の記載がある源泉徴収票」（P27参照）または「雇用保険受給資格者証 第1面」などです。
- ▶ 上記のものが用意できない場合は、勤務先に退職年月日・会社名・退職者氏名を記した「退職証明書」の発行を依頼し、提出してください。

雇用保険受給資格者証 (第1面)						
1. 支給番号	2. 氏名		3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日
	めいじろう					
7. 求職番号						
8. 住所又は居所						
9. 支払方法(記号/口座番号/金融機関/支店名)						
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日		12. 離職理由			
	2019年9月30日					
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額		15. 給付制限			
19. 基本手当日額	20. 所定給付日額		21. 通算日保険者期間			

退職者氏名と退職日がわかるもの

雇用保険受給資格者証第1面みほん

⑨退職予定を証明する書類 **原本**

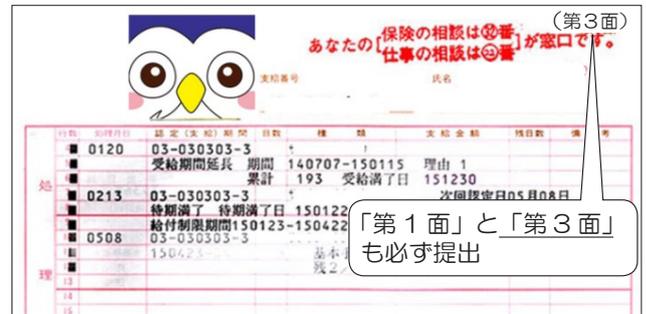
発行元：勤務先

- ▶ 申請から3ヶ月以内に父母が勤務先を退職する場合は、勤務先に依頼し「給与支払・見込証明書（本誌綴込書類）」に、「退職予定」に○がついたものを提出し、併せて直近の給与明細3ヶ月分を提出してください。
ただし、給与明細には「受給者氏名」「支給月額」「支給年月」「勤務先名称」、および手書きの場合は「社判」（個人印でないもの）が必要です。
- ▶ 用意できない場合は勤務先に依頼し、「退職予定日」、「退職予定者の氏名」、「勤務先名」、「証明書作成年月日」が記載され、社判または証明書作成者の押印があるものを提出のこと。

⑩雇用保険受給資格者証 **コピー** 原本不可

発行元：ハローワーク

- ▶ 現在雇用保険を受給している、または受給していた方は提出してください。
- ▶ 提出は「雇用保険受給資格者証の第1面と第3面」です。
- ▶ 氏名・離職年月日・基本手当日額・所定給付日数の記載がすべてあるか確認し、雇用保険受給資格者証の両面（表裏）をコピーして提出ください。



雇用保険受給資格者証第3面みほん

⑪廃業証明書（廃業届）等 **コピー** 経営者作成の場合は原本

- ▶ 廃業、閉店、営業停止になった場合は、関係官庁に申告した書類の写しを提出。
- ▶ 営業等で請負契約を終了した方は、請負契約解約通知（写）等を提出してください。

⑫生活保護決定（変更）通知書 **コピー**

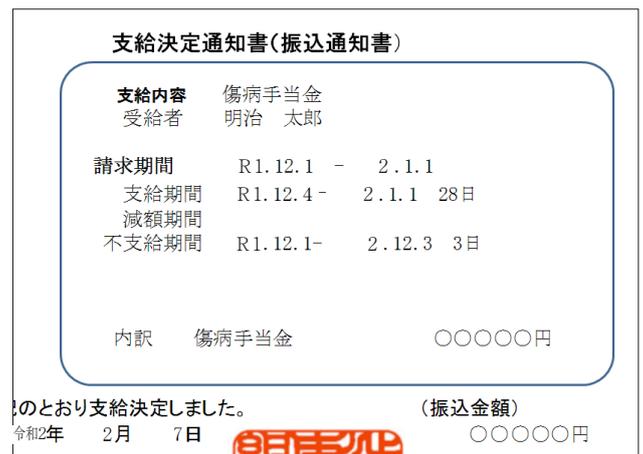
発行元：福祉事務所

- ▶ 父母が生活保護を受けている世帯は、最新の「生活保護決定（変更）通知書」（金額の記載があるもの）を提出してください。
- ▶ 生活保護の母子加算は18歳の年度末で外れます。年度更新がありますので、更新後の書類をお持ちください。

⑬傷病手当金通知書 **コピー**

発行元：全国健康保険協会など

- ▶ 父母が傷病手当金を受給している場合は、全国健康保険協会発行「傷病手当金通知書」を受給されたすべての期間分提出してください。
- ▶ 紛失している場合は再発行を依頼してください。
※支給証明書でも可



傷病手当金通知書みほん

⑥ 特別控除がある場合

以下に該当する場合は、次の証明書類等を添付してください。提出がない場合控除できません。

①障がい者手帳・愛の手帳・療養手帳（みどりの手帳）等 **コピー**

- ▶ 同一生計の家族の中に障がい者がいる場合は、氏名、障がい等級の記載がある障がい者手帳のコピーを提出してください。有効期限がある場合は更新後のものを提出してください。

②介護認定書 **コピー**

- ▶ 同一生計の家族の中に要介護2～5の介護認定者がいる場合は、氏名、要介護度の記載がある介護認定書のコピーを提出してください。なお、要支援者と要介護1は特別控除の対象となりません。

③単身赴任を証明する書類 **原本** または **コピー**

- ▶ 主たる家計支持者が申請日時点で単身赴任をしている場合は、最新の光熱費明細書、会社発行の単身赴任証明書、住民票（マイナンバーの記載のないもの）等の書類いずれかを提出（証明書以外はコピー可）。その場合、申請書の「保護者住所」欄には単身赴任先ではなく、家族住所を記入してください。

④ひとり親世帯（母子または父子世帯）の方

- ▶ 該当する場合は、奨学金担当者が確認を行います。詳細は本誌 P 19 参照

⑤就学中のきょうだいがいる方

- ▶ 該当する場合は、奨学金担当者が確認を行います（在学証明書等を求めることがあります）。
- ▶ 職業訓練校、大学校、予備校、語学学校等は対象外です。
- ▶ きょうだいが、海外の大学に在学している場合は、在学証明書（和訳付）を提出して下さい。

定期募集奨学金

申請書と書き方について

1. 収入状況報告書について
～準備・記入・証明書類～ 32
2. 明治大学給費奨学金, 明治鋼業奨学金申請書
記入上の注意 34
3. 所得関係書類提出チェック表 36
4. 綴込書類 巻末

申請書と
書き方に
ついて

捺印に関する注意事項

- ▶ いずれの書類も捺印に不備があると、再提出または訂正が必要となります。下記を参考にきちんと押印しましょう。
- ▶ 必ず朱肉を使うタイプの印鑑で押印してください（ゴム印、スタンプ印は不可）。

【良い例】

- はっきりした印影  ○ 訂正した時に
枠にかかる場合 

【悪い例】

- × かすれている  × 重なっている 
- × にじんでいる  × 欄外に押印
している 
- × ずれている  × 欠けている 

1. 収入状況報告書について ～準備・記入・証明書類～

＜事前に、P25④ 所得証明書を取得し、必ず確認しながら記入してください＞

ここがポイント!



所得区分	所得金額
給与所得	1,400,000円
副業所得	0円
農業所得	100,000円
以下余白	
合計	1,500,000円

所得証明書の内容は2年前2018年の内容です。

準備する

- 巻末「収入状況報告書」記入前に、父・母それぞれの④令和元年度「所得証明書・課税証明書・非課税証明書」を用意します。

記入する ⇒ 下記参照 (★マーク)

- 所得証明書内に記載の「所得金額の内訳」を確認し、所得の種類ごとに内容をのれなく書いていきます。
- 2018年1月1日以降、2020年4月1日現在まで2年分の状況を継続的に記入、2019年以降に「新しく始めた」「辞めた」場合も含めて明記してください。なお2019年1月以降の収入について6月以降に証明書類を追加提出していただく場合があります。
- 父、母それぞれの所得の状況を次のカテゴリに分けて記載します。なお、複数のカテゴリに該当する場合があります。

提出書類を用意する

- 記入した内容に対応するよう、⑤収入に関する必要書類 (P26~29) を確認しながら証明書類を用意しましょう。

所得金額の内訳

給与所得	1,400,000円
副業所得	0円
農業所得	100,000円
以下余白	
合計	1,500,000円

所得の内容を確認し、
父母の収入について把握する

★ 記入する

収入状況報告書

父について (A) 収入収入 (B-1) (B-2) (C) (D)

母について (B-1) (B-2) (C) (D)

母の欄も同様に記入

①【無収入の方】

- 2020年4月現在、収入がない方は無収入にし、生活費の出所を記入。
- 2020年4月現在無収入で、これから就職予定の方は②③④にも記入。
- 所得金額欄に所得金額 (または収入) がある場合、非課税収入が過去にあった場合は現在の収入がない証明が必要です。

①の方に関連する⑤収入に関する必要書類 (P28・29)

- ⑧退職を証明する書類 ⑨退職予定を証明する書類 ⑩雇用保険受給資格者証

②-1【給与の記載がある方】

- 2018年より前からの継続勤務先・就職年月や、2018年以降、就退職した勤務先・就退職年月を派遣・短期アルバイトなども含めすべて記入します。勤務先が複数ある場合もすべて記入。
- 申請時向こう3ヶ月までに就職の予定がある場合も必ず記入。
- 同一勤務先での正規/非正規の切替があった場合も必ず記入。
- 源泉徴収票の「支払者の名称」と一致するよう「勤務先名称」を記入。会社の社名変更は余白に記入。
- 記載した内容に対応する書類を用意。

例) 2019年1月以降就職した方⇒⑤給与支払・見込証明書

2020年申請時までには退職した方⇒⑧退職を証明する書類

※退職した証明が提出されない場合、勤務しているとみなして審査します。

②-1に関連する⑤収入に関する必要書類 (P26~29)

- ①確定申告書 ③源泉徴収票 ⑤給与支払・見込証明書 ⑧退職を証明する書類

⑧-2【給与所得以外の記載がある方】

- 確定申告をしている場合、確定申告書の控を用意し、対応する所得の欄に記入。

給与以外

【営業等・農業・不動産の記載がある方】

- 営業（事業）所得・農業所得・不動産所得に記載がある方のうち、営業（事業）所得者は名称（屋号）を記入。
- 開業年が2019年以降の場合は、⑦所得報告書（P28）を作成。
- 営業所得に金額が記載されているが、廃業した方は⑩廃業証明書（P29）を提出。
- 2018年以降申請時まで既に廃業した方は、⑩廃業証明書（請負契約解約通知（写）等）を提出。

給与以外

【所得欄に雑所得の記載がある方】

- 雑所得の内訳を確認し、「年金」の場合は受給中の年金すべてに○をつける。
- 年金以外の所得であれば、内容を確認し（報酬・講師等）（その他）の欄に記入。
- 報酬・講師等の収入があり支払調書は持っているが、少額のため確定申告をしていない方は、②市民税・県民税申告書（控）（P26）を提出。

給与以外

【所得欄にその他の所得の記載がある方】

- その他に「利子所得」「配当所得」「山林所得」「先物取引」等の所得の記載があれば、○をつける。

⑧-2に関連する、⑤収入に関する必要書類（P26～29）

①確定申告書 ②市民税・県民税申告書（控） ④最新の年金振込通知書 ⑥配当報告書 ⑦所得報告書 ⑩廃業証明書

⑨【所得証明書・非課税証明書に記載されない収入がある方】

- 短期のアルバイト等で少額のため証明書に記載されていない方は⑧-1へ。
- 失業給付・傷病手当・遺族年金・障がい年金を現在申請中の場合は「申請中」に○をつける。

⑨に関連する、⑤収入に関する必要書類（P27～29）

④最新の年金振込通知書 ⑥配当報告書 ⑩雇用保険受給資格者証 ⑫生活保護決定通知書 ⑬傷病手当金通知書

⑩【申請時以降変更がある方】

- 2020年4月以降、3ヶ月以内に就職、退職、雇用形態変更（減給）の予定があれば、記入。
- 雇用形態変更による給与の変動がある方は、見込額がわかるよう勤務先に⑤給与支払・見込証明書の作成を依頼。
- 退職予定のある方で、⑨退職予定を証明する書類の提出がない場合は考慮されません。

⑩に関連する、⑤収入に関する必要書類（P28・29）

⑤給与支払・見込証明書 ⑨退職予定を証明する書類

例えば、自営業の方は所得の種類が役員報酬（給与）（⑧-1）か
営業所得（⑧-2）のどちらかとなります。
所得証明書で確認し、該当する欄に記入しましょう。



2. 明治大学給費奨学金, 明治鋼業奨学金申請書 記入上の注意

記入前に、本誌 P23 の「申請書類の提出方法と注意事項」を必ず確認してください
申請書類は必ず学生本人が記入すること

※申請書は全て申請者本人が記入し、本人が提出すること

2020年度		2020年 月 日	
I—誓約欄			
明治大学長 殿			
下記の記載事項に相違ありません。奨学金情報誌ASSIST掲載の個人情報利用目的を確認・同意の上、2019年度明治大学給費奨学金に申し込みをいたします。			
1.【学生番号】を記入			
2.【2020年4月からの新学年】を記入			
3.【組】(右詰)を記入	5組⇒05と記入		
4.【出席番号】(右詰)を記入	15番⇒015と記入		
5.【生年月日(西暦)]を記入してください		年	月 日
6.【本人氏名】	ふりがな		
【本人現住所】	〒		
当奨学金を申請するに当たり、保護者への説明(ASSISTp10~p11)は行いましたか? はい ・ いいえ ⇒ いいえの場合は重ちに連絡を取ること			
【保護者住所】	〒		
【保護者電話番号】	()	【本人電話番号】	()
II—奨学金申込情報			
1. 未来サポーター給費奨学生について		0 1	
【重要】未来サポーター給費奨学生への採用について希望する場合は、右欄に○印を記入			
※希望者は、裏面「16. 未来サポーター給費奨学生」を必ず確認 明治大学給費奨学金の給付対象者の中から「未来サポーター給費奨学生」が採用されます。			
2. 明治鋼業奨学金について		◆	
※明治鋼業奨学金の採用について、希望者は裏面「15. 明治鋼業奨学金」を必ず確認			
3.【家族住所区分】を数字で記入			
1. 首都圏 2. 首都圏外			
※首都圏・・・東京都(離島を除く)・神奈川県・埼玉県・千葉県			

I—誓約欄

- 印鑑は朱肉を使うタイプのものを使用してください。スタンプ印は認められません。
- 本人現住所は4月以降の住所を記入。
- 当奨学金を申請する際、必ず保護者と意思確認をした上で申請してください。
特に本誌P10の「申請にあたっての注意事項」を必ず確認してください。
- 電話番号は、音声通話のできる番号を記入(データ通信専用回線の番号を記入しないでください)。

II—奨学金申込情報

- 未来サポーター給費奨学生への申請意思を確認します。希望者は該当欄に○印を記入してください。
- 明治鋼業奨学金を希望する際は、裏面の「15. 明治鋼業奨学金」をよく読み、裏面の該当欄に○印を記入してください。

4.【家族情報】を記入

(1) 同一生計(家計支持者と配偶者、その扶養家族)で就学者(小学生以上)を除く家族
※職業を持ち収入がある兄弟姉妹は、同一住所でも別生計のため記入しない

本人との続柄	氏名	年齢	職業・所得の種類 (例: 会社員・給与/自営業・給与外 等)

(2) 同一生計で小学生以上の就学者 ※予備校、各種学校生は就学者に含まず、4【家族情報】(1)に記入して下さい。
専修学校(高等・専門)に在学の場合は、右面の12.に学科を記入

本人との続柄	氏名	学校名	4月からの学年	設置者	通学別
		小 中 高 大 専		国公立 私立	自宅 自宅外
		小 中 高 大 専		国公立 私立	自宅 自宅外
		小 中 高 大 専		国公立 私立	自宅 自宅外

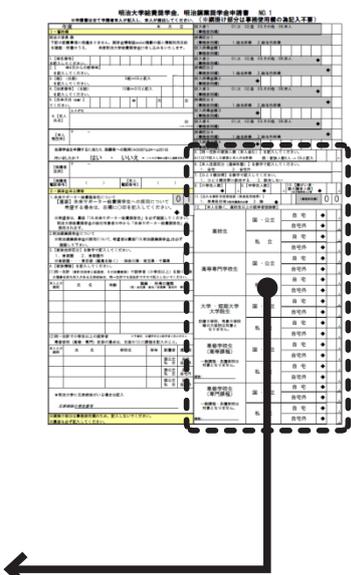
★明治大学に兄弟姉妹がいる場合は記入
兄弟姉妹の学生番号

※網掛け部分は事務使用欄のため、記入しない。
※裏面も必ず記入。

4【家族情報】

- (1)は同一生計の父・母と未就学者(幼・保育園児など)を記入してください。定期収入がある兄弟姉妹や別居の祖父母などは別生計です。同居している祖父母でも、父母いずれかの被扶養者でなければ、同一生計とはみなしません。扶養している事実確認ができる書類は無いものの、家族数に含めたい事情がある場合は、事前に各キャンパスの奨学金係に相談してください。
- (2)の就学者欄は本人を除く就学者を学校名も含めて記入し、右側の12.の控除数欄も忘れずに記入してください。後日、就学者の在学証明書を求める場合があります。
- 専修学校(高等課程・専門課程)に在学する場合は12.の控除数欄に学科も記入してください。
- 専修学校一般課程、各種学校(予備校・職業訓練校・語学学校など)は就学者として認められません。
- 海外の大学に在学している場合は、在学証明書(和訳付)を提出して下さい。

5.【同一生計の家族人数(本人含む)】を記入		4.【(1)(2)で記入した家族と本人の合計数 例: 家族人数5人 → 05と記入	
6.【本人住居区分(進学形態)】を数字で記入			
1. 自宅		2. 自宅外	
7.【ひとり親世帯】を数字で記入			
1. ひとり親世帯に該当する		2. 該当しない	
8.【小学生人数】	9.【中学生人数】	10.【障がい者・要介護者人数】	
11.【主たる家計支持者別居(単身赴任世帯)】		12.【本人を除く、高校生以上の就学者控除数】	
1. 単身赴任有(配偶者要出必要)		2. 無	
1. 国・公立		2. 私立	
3. 自宅		4. 自宅外	
5. 国・公立		6. 私立	
7. 自宅		8. 自宅外	
9. 国・公立		10. 私立	
11. 自宅		12. 自宅外	
13. 国・公立		14. 私立	
15. 自宅		16. 自宅外	
17. 国・公立		18. 私立	
19. 自宅		20. 自宅外	
21. 国・公立		22. 私立	
23. 自宅		24. 自宅外	
25. 国・公立		26. 私立	
27. 自宅		28. 自宅外	
29. 国・公立		30. 私立	
31. 自宅		32. 自宅外	
33. 国・公立		34. 私立	
35. 自宅		36. 自宅外	
37. 国・公立		38. 私立	
39. 自宅		40. 自宅外	
41. 国・公立		42. 私立	
43. 自宅		44. 自宅外	
45. 国・公立		46. 私立	
47. 自宅		48. 自宅外	
49. 国・公立		50. 私立	
51. 自宅		52. 自宅外	
53. 国・公立		54. 私立	
55. 自宅		56. 自宅外	
57. 国・公立		58. 私立	
59. 自宅		60. 自宅外	
61. 国・公立		62. 私立	
63. 自宅		64. 自宅外	
65. 国・公立		66. 私立	
67. 自宅		68. 自宅外	
69. 国・公立		70. 私立	
71. 自宅		72. 自宅外	
73. 国・公立		74. 私立	
75. 自宅		76. 自宅外	
77. 国・公立		78. 私立	
79. 自宅		80. 自宅外	
81. 国・公立		82. 私立	
83. 自宅		84. 自宅外	
85. 国・公立		86. 私立	
87. 自宅		88. 自宅外	
89. 国・公立		90. 私立	
91. 自宅		92. 自宅外	
93. 国・公立		94. 私立	
95. 自宅		96. 自宅外	
97. 国・公立		98. 私立	
99. 自宅		100. 自宅外	



7【ひとり親世帯】

- 父または母が死亡・離婚している場合、または未婚の場合は「ひとり親世帯」と認定されます。(P19参照)
- 学生本人を除く兄弟姉妹が18歳以上の未就学者(予備校生など含む)で、家計支持者の扶養となっていない場合は、同一世帯であることを確認するため、所得証明書類に加えて世帯全体のマイナンバーが記載されていない住民票と事情書を提出してください。

10【障がい者・要介護者人数】

- 該当者がいる場合は人数を記入し、障がい者手帳(またはみどりの手帳・療育手帳など)、要介護度がわかる書類のコピーを提出してください。

11【主たる家計支持者別居(単身赴任世帯)】

- 主たる家計支持者が単身赴任をしている場合は「1」を記入し、それを証明する書類(最新の光熱費明細書や会社からの辞令など)を提出してください。なお、申請書の「保護者住所」は単身赴任先ではなく、家族住所を記入してください。
- 単身赴任世帯以外は「2」を選択してください。

12【本人を除く、高校生以上の就学者控除数】

- 専修学校生(高等・専門課程)の場合は「学科」も記入してください。

明治大学給費奨学金, 明治鋼業奨学金申請書 NO.2

13. 【奨学金を希望する理由、家計状況】を学生本人が詳しく記入してください。(3分の2以上は記入すること)

14. 【本人口座情報】を記入してください。(金融機関の支店統廃合等により通帳表記と変更になっている場合がありますので、最新のものをご記入ください)

(1) 銀行名・金融機関コード (銀行名を2で囲み、銀行名の下の金融機関コード(4桁)を下記の特記に記入してください)

みずほ銀行 (0001)	三菱UFJ銀行 (0005)	三井住友銀行 (0009)
--------------	----------------	---------------

※上記3銀行以外では、指定できません。 ※インターネット専用口座、貯蓄口座は不可

(2) 支店コード (数字3桁) ※コードが不明な場合は、通帳、金融機関HPで確認してください。

(3) 支店名 [] 支店 [] 出振所 [] どちらかに○をする。

(4) 預金種目コード ※振込は普通口座または総合口座に限り、1. 普通預金

(5) 本人口座番号 (右詰)

(6) 本人口座名義 (漢字、左詰)

(7) 本人口座名義 (カナ、姓、左詰) 姓 [] 名 []

※学生本人名義の口座に限り、 ※モデルネーム等により、学生証の氏名と異なる場合は必ず下記に記入してください。

モデルネーム氏名 []

【以下の項目に該当する場合は必要箇所を記入】

- 父または母が次に該当する場合は、チェック印を付けてください。
 - 離婚 (西暦 年 月) ※別居は離婚とは認められません。
 - 死別 (西暦 年 月) ※遺族年金受給中()有()無()
 - 別居 (西暦 年 月(ごろ)から) ※単身赴任除く
 - 調停 ()無 ()有 (調停資料・説明書 ()無 ()有)
 - 未婚
- 家計支持者が無職、失職の場合その年月(西暦 年 月) その理由 []
- 父または母が障がい者手帳を持っている場合()印を付けてください。 ※障がい年金受給中()有()無() 母()有()無()

15. 【明治鋼業奨学金】 ※希望する場合は、右欄に○印を付けてください。

「明治鋼業奨学金」は本校友である明治鋼業株式会社代表取締役社長西山晋氏の「国策により1997年から同社を営むた系列グループ企業4社が共同して設立したもので、本学の教育・研究の充実発展のために設立することを目的とする給費奨学金制度です。「明治大学給費奨学金」に採用された者の中で、学業成績が優秀であり、かつ、特に奨励が必要であると認められる者を採用します。

裏面 - 13【奨学金を希望する理由、家計状況】

- 奨学金を希望する理由(家庭状況や特記事項など)を必ず学生本人が記入してください。この記載内容をもとに申請時に面接を行いますので、学生本人が奨学金を希望する理由や家計状況を説明できるようにしておく必要があります。
- 全体の2/3は記入してください。
- 家計支持者が年度途中から勤務した場合や事業を始めた場合は、その時期を記入してください。また家計支持者が失職などにより無職の場合は、その時期や理由も記入してください。

14【本人口座情報】

- 銀行および支店の統廃合があった場合は、現在の支店名、店番号、口座番号を確認してください。
- 口座名義人(カナ氏名)、支店名、店番号、口座番号が記載されている通帳を原寸大でA4用紙にコピーしてください。通帳を作っていない場合は、口座名義人、支店名、店番号、口座番号が明記された書類を提出してください。

■ 振込口座は、本人名義で、みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行いずれかの普通・総合口座を指定してください。3銀行以外では取扱いできませんので、これらの口座をお持ちでない場合は至急開設してください。

15【明治鋼業奨学金】

- 希望する場合は○印をつけてください。

3. 所得関係書類提出チェック表

表面の「収入状況報告書」に記載した内容に沿って、所得関係書類をそろえましょう。本誌「ASSIST」のp26～p29を確認し、下記の一覧に当てはまるかチェックしましょう。

※書類審査および面接により、家庭状況を証明するものとして必要と判断された場合は、下記の所得関係書類以外の書類（事情書、住民票、民生委員の調査書、調停関係書類の控など）の提出を求める場合があります。

※複数行に該当するケースもありますので、それぞれのケースに該当しているかももう一度確認しましょう。

父母の就労状況により①～③のうち必要な書類を添付してください。この表とは別に、父母ともに所得証明書が必要です。

職業別の収入の種類	5 収入に関する必要書類 P26～P29参照												
	① 確定申告書(控)	② 市民税・県民税申告書(控)	③ 源泉徴収票	④ 最新の年金振込通知書(はがき)	⑤ 給与支払・見込証明書(繰込書類)	⑥ 配当(特定口座含む)報告書	⑦ 所得報告書(窓口配布)	⑧ 退職を証明する書類	⑨ 退職予定を証明する書類	⑩ 雇用保険受給資格者証	⑪ 廃業証明書	⑫ 生活保護決定(変更)通知書	⑬ 傷病手当金通知書
会社等勤務の給与収入(役員報酬含む)、パート・アルバイト収入、雇用保険受給、年金受給													
ア. 2018年12月以前から勤務し現在にいたる場合			○										
イ. 2019年1月以降から勤務し現在にいたる場合			○		○								
ウ. 2018年1月以降申請時まで退職があった場合			○					○					
エ. 2018年1月以降、雇用保険(失業)給付を受給している場合			○							○			
オ. 2018年1月以降退職後、再就職している場合			○		○			○					
カ. 申請時から3ヶ月以内に退職予定がある場合			○		○	←P28参照		○					
キ. 申請時からむこう3ヶ月以内に就職が決まっている場合					○			↑ ⑤が提出できれば⑨は不要					
ク. 専従者給与をもらっている場合	○	○	○	←①・②・③のいずれか一つ									
ケ. 年金を受給している場合(遺族年金・障がい年金含む)	○	△		○									
自営業(外交員含む)、自由業、農業、不動産、配当、雑所得													
コ. 2018年12月以前から事業を営み、現在にいたる場合	○	△				△							
サ. 2019年1月以降から事業を始め、現在にいたる場合	○	△				△	○						
シ. 2019年1月以降申請時まで廃業または契約終了した場合	○	△						△			○		
現在、無収入(専業主婦・主夫を含む)													
ス. 2017年から現在まで全く収入がない場合	(日本学生支援機構申請者は、繰込書類「収入に関する事情書」も提出)												
セ. 2018年1月から現在までの期間で給与収入があった場合			○					○		○			
ソ. 2018年1月から現在までの期間で給与外収入があった場合	○	△									○		

- 例)
- 2019年2月にA社を退職し4月にB社に就職し、現在に至る方⇒オの書類
 - 2018年3月にA社を退職し、4月から7月までB社、8月から2019年3月までC社、4月からD社に勤務し現在に至る ⇒A・B・C社のウ+D社のイの書類
 - 2019年に定年退職後、嘱託として勤務し、年金が受給開始となった⇒イ+ウ+ケの書類
 - 会社を営んでいるが、給与は役員報酬として受けている方⇒アの書類

懲戒処分を受けた場合の奨学金の取扱いについて

明治大学学則で定められたけん責、停学、退学の懲戒処分を受けた場合、学内外の奨学金について、給付済奨学金の全額返還を含む厳しい処分が行われます。奨学金を利用するにあたり、懲罰処分となるようないかなる行為も行わないように、十分に注意してください。

明治大学学則（抜粋）

第16章 賞罰

第66条 学生が、本大学の校規に違背し、若しくは本学園の秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があったときは、その情状によって懲戒を行う。

2 懲戒は、けん責、停学及び退学の3種とする。

第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、退学させる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 本学園の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (3) 正当の理由なくして、学業を怠る者

第68条 賞罰は、当該学部の教授会の議を経て学長が行う。

なお、以下のような行為を行った場合にも、懲戒処分の対象となることがあります。

- ・ 定期試験におけるカンニング等の不正行為
- ・ 定期試験に代えて実施されるレポート・論文の剽窃（盗用）行為

高等教育の修学支援制度の対象者が懲戒処分を受けた場合 および不正の手段で支援を受けた場合

大学等から退学または3カ月以上の停学の懲戒処分を受けた場合や、学業成績が著しく不良の場合、返還を求めることがあります。

また、偽りその他不正の手段によって支援を受けた場合にも返還（支援額の最大1.4倍）を求めることがあります。

日本学生支援機構奨学生が懲戒処分を受けた場合

日本学生支援機構奨学生として採用された者が退学・除籍・停学その他規律を著しく乱したり、学校処分（学則処分・性行不良等）を受けた場合、処分内容が日本学生支援機構へ報告され、奨学金の貸与が直ちに「停止」または「廃止」になります。

学内奨学金および民間・地方公共団体の奨学生が懲戒処分を受けた場合

各種奨学金に奨学生として採用された者が、退学・除籍・停学その他規律を著しく乱したり、学校処分（学則処分・性行不良等）を受けた場合、直ちに当該年度の給付金を全額返還していただきます。

学校処分を受ける事由には、定期試験での「カンニング」行為や「レポート文書の盗用」行為などがあります。

くれぐれも、奨学生としての自覚を持って、学生生活を送るようにしてください。

【給付金返還事例】

1. 明治大学給費奨学生が定期試験において、カンニング等不正行為を行い、停学処分となった場合
⇒指定された日時までに、給付を受けた奨学金を、全額一括返還する。
2. 明治大学特別給費奨学生が定期試験において、レポートの盗用行為を行い、停学処分を受けた場合
⇒指定された日時までに、給付を受けた奨学金を全額一括返還する。
また、次年度以降の特別給費奨学生の継続資格を取り消す。

2020年度版 春の奨学金案内 ASSIST 学部生用

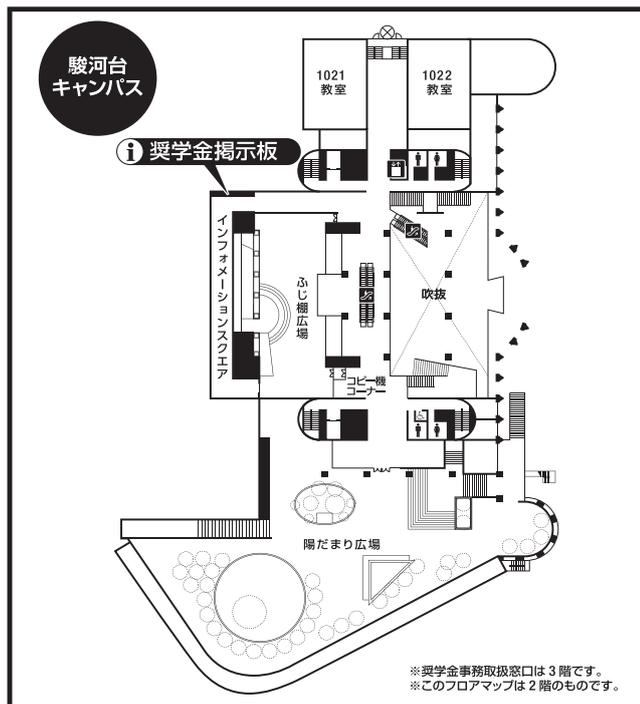
発行月：2020年1月

発行：明治大学 学生支援事務室 奨学金係
〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1
TEL：03-3296-4208
FAX：03-3296-4363

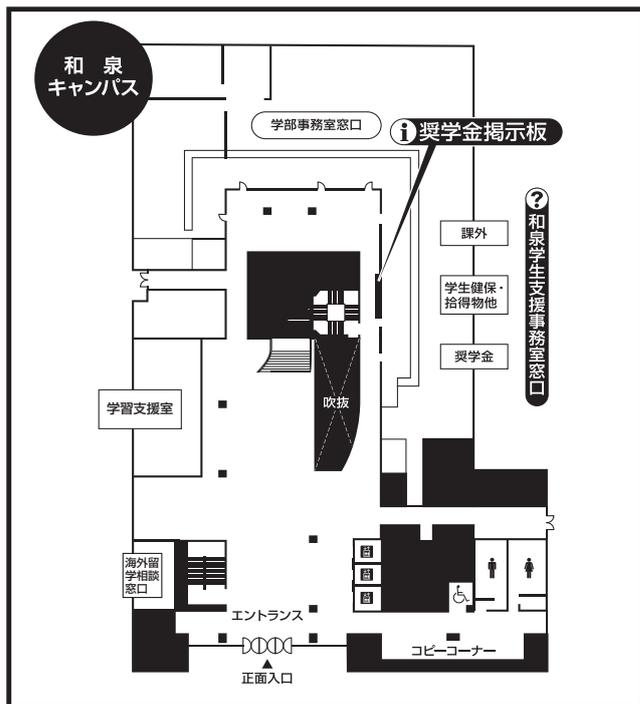
奨学金事務取扱窓口・掲示板案内

窓口取扱時間は、入試期間中、各種行事等により変更になる場合があります。

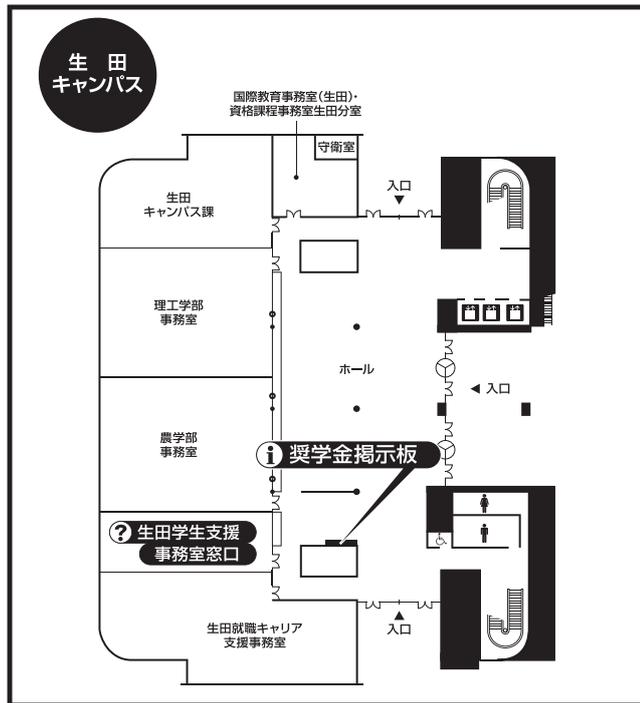
奨学金に関するお知らせは原則すべて掲示板で行います。



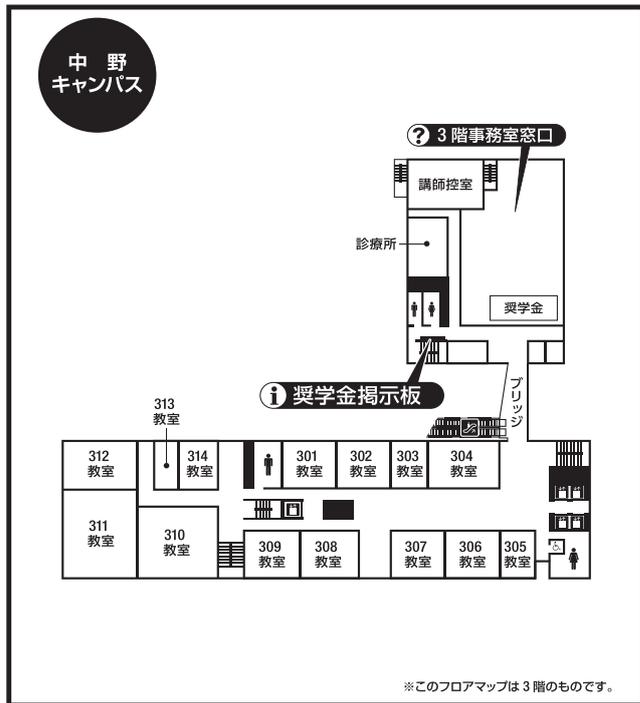
窓口・掲示板	対象学部	窓口取扱時間	所在地と電話番号
駿河台キャンパス 学生支援事務室 奨学金係 窓口：リビティタワー3階 掲示板：リビティタワー2階	法学部 商学部 政治経済学部 文学部 経営学部 情報コミュニケーション学部	3・4年生 月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:30	〒101-8301 千代田区神田駿河台1-1 Tel.03-3296-4208



窓口・掲示板	対象学部	窓口取扱時間	所在地と電話番号
和泉キャンパス 和泉学生支援事務室 奨学金係 窓口：第一校舎1階 掲示板：第一校舎1階	法学部 商学部 政治経済学部 文学部 経営学部 情報コミュニケーション学部	1・2年生 月～金曜日 9:00～11:30 12:30～17:00 土曜日 9:00～12:00	〒168-8555 杉並区永福1-9-1 Tel.03-5300-1175



窓口・掲示板	対象学部	窓口取扱時間	所在地と電話番号
生田キャンパス 生田学生支援事務室 奨学金係 窓口：中央校舎1階 掲示板：中央校舎1階	理工学部 農学部	月～金曜日 8:30～11:30 12:30～16:30 土曜日 8:30～12:00	〒214-8571 川崎市多摩区東三田1-1-1 Tel.044-934-7580



窓口・掲示板	対象学部	窓口取扱時間	所在地と電話番号
中野キャンパス 3階事務室 奨学金係 窓口：低層棟3階 掲示板：低層棟3階	国際日本学部 総合数理学部	月～金曜日 9:00～11:30 12:30～17:30 土曜日 9:00～12:30	〒164-8525 中野区中野4-21-1 Tel.03-5343-8059



補助的手段として

- ◆Oh-o! Meiji ポータルページ <https://oh-o2.meiji.ac.jp/portal/index> 携帯電話への転送設定も忘れずに!
- ◆奨学金ホームページ <https://www.meiji.ac.jp/campus/shougaku/index.html>



※外国人留学生の奨学金については国際教育事務室 (03-3296-4141) へお問い合わせください <https://www.meiji.ac.jp/cip/index.html>

<https://www.meiji.ac.jp/campus/>